

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和2年3月16日(月)午前9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 委員長 | 木野田 誠 君 | 副委員長 | 宮田 竜二 君 |
| 委員 | 山田 龍治 君 | 委員 | 鈴木 てるみ 君 |
| 委員 | 平原 志保 君 | 委員 | 仮屋 国治 君 |
| 委員 | 池田 綱雄 君 | 委員 | 新橋 実 君 |
| 委員 | 池田 守 君 | 委員 | 蔵原 勇 君 |
| 委員 | 宮内 博 君 | | |

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|--------------------------------|----------|----------------------------|----------|
| 市民環境部長 | 橋口 洋平 君 | 清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長 | 池田 宏幸 君 |
| 環境衛生課長 | 楠元 聡 君 | 市民課長 | 東中道 泉 君 |
| スポーツ・文化振興課長 | 浮邊 文弘 君 | 国民体育大会推進課長 | 有満 孝二 君 |
| 市民活動推進課主幹 | 末満 伸太郎 君 | 環境衛生課主幹 | 末松 正純 君 |
| 市民課主幹 | 安樂 尚子 君 | 市民課主幹 | 長瀬 広和 君 |
| 市民課主幹 | 福永 義二 君 | 市民サービスセンター副店長 | 山内 まゆみ 君 |
| 隼人人権啓発センター主幹 | 川口 浩 君 | スポーツ・文化振興課主幹 | 上小園 拓也 君 |
| スポーツ・文化振興課主幹 | 江口 隆一 君 | 国民体育大会推進課主幹 | 笹峯 毅志 君 |
| 市民活動推進課道義高揚推進室長 | 山口 留美子 君 | 環境衛生課環境保全グループ長 | 堀切 貴史 君 |
| 環境衛生課廃棄物対策グループ長 | 轟木 保貴 君 | 国民体育大会推進課総務・企画グループ長 | 崎元 隆一 君 |
| 市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループコーディネーター | 原田 聡 君 | 市民課窓口グループサブリーダー | 笹川 あゆみ 君 |
| 国民体育大会推進課総務・企画グループコーディネーター | 西村 賢三 君 | 国民体育大会推進課競技・式典グループコーディネーター | 川添 哲弘 君 |
| 環境衛生課衛生施設グループ主査 | 塩満 慶太 君 | 環境衛生課廃棄物対策グループ主査 | 山下 兼朋 君 |
| 環境衛生課衛生施設グループ主査 | 四本 久 君 | 市民課窓口グループ主任主事 | 野崎 法宏 君 |
| 市民サービスセンター主任主事 | 深瀬 和香子 君 | | |
| 商工観光部長 | 武田 繁博 君 | 商工振興課長 | 池田 豊明 君 |
| 霧島PR課長 | 藤崎 勝清 君 | 観光課長 | 寶徳 太 君 |
| 霧島ジオパーク推進課長 | 竹下 淳一 君 | 商工振興課主幹 | 梶 敏行 君 |
| 商工振興課企業振興室長 | 住吉 謙治 君 | 関平温泉・関平鉱泉所所長 | 徳永 健治 君 |
| 霧島PR課総務企画グループ長 | 蔵元 賢一 君 | 霧島PR課タイプ・イメージンググループ長 | 木原 浩二 君 |
| 観光課観光振興グループ長 | 隈元 秀一 君 | 観光課観光地づくりグループ長 | 松崎 義美 君 |
| 霧島ジオパーク推進グループ長 | 肥後 克典 君 | 商工振興課商工観光政策グループコーディネーター | 飛松 圭子 君 |
| 霧島PR課総務企画グループサブリーダー | 亀石 和孝 君 | 霧島PR課タイプ・イメージング推進サブリーダー | 美坂 雅俊 君 |
| 関平温泉・関平鉱泉所工場長 | 立元 義幸 君 | 観光課観光振興グループ主査 | 村田 綾乃 君 |
| 観光課観光地づくりグループ主査 | 若松 樹 君 | 観光課観光地づくりグループ主査 | 笠井 剛 君 |
| 商工振興課商工観光政策グループ | 宮之原 優聖 君 | | |
| 消防局長 | 堀切 昇 君 | 消防局次長兼総務課長 | 堀之内 毅 君 |
| 消防局次長兼中央消防署長 | 喜聴 浩志 君 | 警防課長 | 松元 達也 君 |

| | | | |
|-------------------|----------|--------------|----------|
| 予防課長 | 村田 浩昭 君 | 情報指令課長 | 落水田 伸一 君 |
| 北消防署長 | 細山田 孝美 君 | 予防専門監 | 外山 広幸 君 |
| 消防局総務課長補佐 | 神水流 崇 君 | 警防課長補佐 | 岩下 力 君 |
| 予防課長補佐 | 福元 和博 君 | 消防局総務課主幹 | 堂平 幸司 君 |
| 警防課主幹 | 宇都 幸雄 君 | 警防課救急救助係長 | 徳田 陽介 君 |
| 予防課予防係長 | 池田 泰弘 君 | 消防局総務課経理係 | 堀之内 幸一 君 |
| 予防課予防係長 | 池田 康弘 君 | 予防課主幹 | 有馬 祐二 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 谷口 信一 君 | 選挙管理委員会事務局主幹 | 久木元 直仁 君 |
| 選挙管理委員会選挙グループリーダー | 種子田 竜二 君 | | |
| 会計課長 | 貴島 信幸 君 | 会計課主幹 | 上赤 芳樹 君 |
| 会計課主幹 | 竹下 里美 君 | 会計課主幹 | 田中 文子 君 |
| 会計課会計第1グループリーダー | 有村 昌明 君 | | |
| 監査委員事務局長 | 池之平 信明 君 | 監査委員事務局主幹 | 古江 洋一 君 |
| 監査委員事務局監査グループ主査 | 猪俣 利博 君 | | |

5 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 議 員 | 松枝 正浩 君 | 議 員 | 川窪 幸治 君 |
| 議 員 | 愛甲 信雄 君 | 議 員 | 松元 深 君 |
| 議 員 | 植山 利博 君 | | |

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 森 伸太郎 君

7 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時58分」

○委員長（木野田誠君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で付託されました当初予算関係議案10件のうち、1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について（消防局）

○委員長（木野田誠君）

それでは、まず、議案第17号、令和2年度霧島市一般会計予算について、消防局の説明を求めます。

○消防局長（堀切 昇君）

議案第17号、令和2年度霧島市一般会計予算に関する消防局所管分につきまして御説明いたします。予算に関する説明書221ページをご覧ください。款、消防費の予算は、全体合計で20億470万1,000千円でございますが、219ページの目、水防防災費及び221ページの目、災害対策費は安心安全課の予算でございます。消防局が所管する予算額は、217から219ページの目、常備消防費、非常備消防費及び消防施設費で、19億1,323万9,000円であり、前年と比較して9,418万5,000円（5.18%）の増となっております。これは、常備消防費における人件費及び高機能消防指令センター設備のサーバー更新などの委託料、消防施設費における救助工作車の車両更新費用、消防水利整備事業における

耐震性貯水槽設置のための工事請負費の増が主な要因となっています。詳細につきましては、総務課長と警防課長が御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

それでは、はじめに総務課関係分について御説明いたします。一般会計予算説明資料、消防局の1ページをご覧ください。常備消防費の人員費につきましては、消防職員186名の給料・職員手当等及び共済費13億4,376万4,000円であります。常備消防総務管理事務事業につきましては、消防業務に係る事務費等で、臨時職員の報酬、消耗品費及び業務委託料等981万3,000円であります。消防署等管理事業は、各庁舎の維持管理を行うもので、主に光熱水費・通信運搬費・通信指令施設の保守点検委託料でございますが、令和2年度は高機能消防指令センター設備のサーバー更新を行うほか、聴覚、言語障害者を対象とした「Net119」緊急通報システムの導入を伴う委託料として9,261万5,000円を計上しています。消防装備等整備事業は、署・分遣所に配備している消防用装備品の維持管理を行うもので、修繕料、検査手数料、備品購入費等の1,355万5,000円を計上しています。次に2ページをご覧ください。常備消防車両管理事業は、消防局に配備している消防・救急車両の運用に係るもので、燃料費、車検整備等の修繕料、各保険料及び自動車重量税等の1,912万円を計上しております。応急手当普及啓発事業は、市民を対象とした応急手当の方法や、AEDの取扱いなどの啓発活動を推進するための事業で19万4,000円を計上しました。救急・救助活動事業は、現場活動に必要な消耗品等の整備及び隊員を各種訓練に参加させ技術の向上を図ることを目的とし268万3,000円を計上しました。次に3ページをご覧ください。救急救命士育成事業は、救急救命士を育成するための事業であり、旅費、委託料及び負担金等の405万円を計上しております。消防職員採用事務事業は、採用試験を適正に行うための経費7万円あります。消防吏員一般教育研修事業は、鹿児島県消防学校、消防大学校及び各研修等において職員の知識の向上を図ることを目的とした、旅費及び負担金等の491万8,000円を計上しました。女性防火協力会運営事業は、女性防火協力会の活動を円滑にし、防火意識の高揚等を図っていただくために交付する補助金等4万4,000円あります。次に4ページをご覧ください。幼少年消防クラブ連絡協議会運営事業は、幼少年に対して、防火に関する育成指導を図るための補助金等16万7,000円あります。常備消防関係各種協議会等参画事業は、消防長会、署長会等を通じ、消防に関する情報交換、技術の向上等を図るための研修費等の経費79万8,000円あります。次に、消防施設費の総務課関係分については7ページをご覧ください。救急救助資機材整備事業は、消防活動で使用する資機材の整備事業であり、ロープ等の消耗品に要する経費380万円を計上しております。常備消防車両更新事業につきましては、中央署に配置している救助工作車を更新するため1億1,813万1,000円を計上しております。消防施設整備事業は、北署に女性消防吏員専用の仮眠室及びシャワー室、トイレ等を確保するための設計業務委託料として140万円を計上しております。

○消防局警防課長（松元達也君）

次に、警防課関係分について御説明いたします。一般会計予算説明資料、消防局の4ページを御覧ください。非常備消防費のうち、まず、消防団施設管理事業につきましては、施設の適正な維持管理を行うために、消防団詰所及び車庫の光熱水費・消防資機材等修繕料・詰所浄化槽維持管理委託料等の476万6,000円を計上しております。消防団車両管理事業は、車両の適正な維持管理を行うために、車両96台分の燃料費、修繕料及び保険料等の886万1,000円を計上しております。次に、5ページをご覧ください。消防団運営事業につきましては、消防団の円滑な運営を図るために、消防団員の年報酬や各出動手当及び消防団員の公務災害補償費等負担金を支出するもので、1億7,948万円を計上しております。消防後援会連絡協議会運営事業は、消防団への協力後援を行う消防後援会を支援するため交付する補助金75万7,000円を計上しております。女性防火クラブ運営事業は、自

主防災組織として地域で活動される女性防火クラブに対して交付する補助金43万円を計上しております。次に、6ページをご覧ください。消防施設費になります。まず、消防水利整備事業につきましては、災害に強いまちづくりを構築するために、耐震性貯水槽40m³型設置（4基）に係わる地質調査・設計業務委託料と工事請負費、上下水道部に対する消火栓設置維持負担金と原材料費、修繕料等の4,200万1,000円を計上しております。消防団施設管理事業は、消防団活動の充実を図るために、消防団拠点施設の施設管理を行うための修繕料等の34万6,000円を計上しております。消防団車両更新事業は、耐用年数に達する車両を更新し、火災対応力の充実強化を図る目的で、消防ポンプ自動車2台（牧園方面隊牧園分団駅前部、福山方面隊第四分団牧之原部）、小型動力ポンプ付普通積載車3台（福山方面隊第一分団小廻部、横川方面隊中央第一分団、国分方面隊第一分団郡山部）の合計5台を更新するための事業で、6,147万6,000円を計上しております。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（池田綱雄君）

2点ほどお尋ねいたします。まず救急救命士の旅費が405万円計上されていますが、現在、救急救命士が何名いるのか。そして旅費などの405万円は何名分なのか、何か月の期間なのか、まずお尋ねいたします。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

平成31年4月1日現在ですけれども、救急救命士が56名います。そのうち、今回、予算に計上しております405万円は1名の救命士を育成するための予算であり、期間については約6か月間となっております。

○委員（池田綱雄君）

分かりました。それと、消防施設整備事業、北署に女性の仮眠室、シャワー室の設計業務委託料を組んでおられますが、現在、女性の消防吏員は何名か。そして今年の採用は何名なのか。そして将来的には女性消防局吏員を何名にしようという計画なのかお尋ねいたします。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

現在、霧島市消防局には女性消防吏員は2名おります。2名とも中央署の隔日勤務で勤務しております。今後の予定ですが、総務省が示す基準からいいますと、約5%と言っておりますので、霧島市消防局は189名となっておりますので、9名ぐらいを目標に採用をしていきたいと思っております。また今回の採用試験がありましたが、1名の女性の試験の申込みがあったのですが、これは一次で落ちておりますので、今回の採用では、女性職員は採用しておりません。

○委員（池田綱雄君）

女性消防吏員も体力とか、そういうのも加味するのですか。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

霧島市消防局では、採用試験、まず一次で学科試験を行いまして、一次で合格しましたら、その後、身体検査と体力測定を行います。女性と男性の体力測定で違うところは、懸垂だけを男性の場合は普通の鉄棒で懸垂をしますが、女性の場合には、斜め懸垂で対応させていただいております。

○委員（鈴木てるみ君）

関連でお尋ねいたします。女性ならではの活躍というか、女性の職員に対してどういう仕事を期待しておられるのでしょうか。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

今一番よく言われているのが、女性が救急車で活動するということが非常に注目されておられて、例えば、同年代の女性とかが救急で、もちろん救急隊ですので、心電図とかを貼っていきます

けれども、やっぱり抵抗が少しあるみたいで、若い女性に心電図を貼るとか、その辺りの抵抗があるみたいなのですが、今、救急救命士で活動しているほかの消防隊には、そういう時には女性が行って、女性がすれば全然抵抗なく処置ができるというメリットがございます。また、いろんな仕事の中で、高齢者であろうが、幼少年消防クラブであろうが、接するとき非常に接遇が柔らかいということで、そういうのも期待されているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

予算説明資料の2ページですけれども、令和元年度の本市の火災件数と、仮に最悪な場合、死亡事故があったかをお知らせください。

○予防課予防係長（池田康弘君）

火災の統計は年中で集計します。令和元年中は、火災件数43件です。死者にありましては、二人の死者が出ております。

○委員（蔵原 勇君）

二つ目は、緊急救助活動の実績についてお尋ねですけれども、年間の救急車両の出動回数と、市内でどのくらい搬送か、市外でどのくらいの搬送か、そして、一番遠い所はどこでしょうか。

○警防課長（松本達也君）

救急件数ですけれども、令和元年中における件数は6,114件で、搬送人員が5,705人でございます。それと、管外への搬送ですけれども、しばらくお待ちください。

○警防課救急救助係長（徳田陽介君）

管外への搬送人員は827名となっております。一番遠い所については指宿市になります。

○委員（蔵原 勇君）

非常に件数も多く、年々、事故、災害等多いわけで、出動回数も多いわけですけれども、搬送中の病院まで行く間に、最悪、死亡ということも何件かありましたか、この一年間で。

○警防課長（松本達也君）

搬送中に死亡というのは、あくまでも救急隊が死亡の判定はできませんので、病院に着いて医師の判断で死亡というふうになっております。

○委員（蔵原 勇君）

搬送中に死亡というのは、病院までの間の、例えば、遠方に、先ほどおっしゃった市外の場合は、遠い場合なんか、非常にどうなのかなという危惧する市民からの声もあったものですから、お尋ねしました。それと、年間4,000件から5,000件ある中で、救急車を呼んで、その中で軽傷、重傷、いろいろあるわけですけれど、そういう度合いというのは、どういう状況ですか。例えば、簡単に言えば、さほどあれでもなかったのだけれど、病院に行くまでもなかったのだけれど、こういうのもあったのかなあと、参考になったら教えてください。

○警防課長（松本達也君）

令和元年中に救急搬送人員は、5,706人で、そのうち程度ですけれども、死亡が78名、重症が675名、中等症が2,709名、軽傷が2,243名でございます。

○委員（新橋 実君）

4ページですけれども、消防団の維持管理事業の施設管理事業、詰所の浄化槽の維持管理がというのがあるわけですけれども、消防団の浄化槽は、何か所あるのか。それと、簡易水洗が幾つあって、汲み取りが幾つあるのか分かりますか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

消防団の詰所につきまして、合併処理浄化槽が16か所、単独浄化槽が1か所、汲み取りが32か所、下水道が13か所、仮設トイレを4か所設置しております。それから、トイレが無いという施設が23

か所ございます。

○委員（新橋 実君）

さっきもお伺いしましてけれども、この浄化槽の維持管理料ということですのでけれども、汲み取り料というの、これに全部含まれているということで、まず理解していいですか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

対応させていただいています。

○委員（新橋 実君）

トイレがないというところもちょっと不思議なのですけれども。ここで消防団も集まっていると思うのですけれども、このないという所は、どういった所ですか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

トイレのないという所が23か所あるのですけれども、内容を見てみますと、詰所のある施設内に隣接して公民館があるとか、それから体育館があるとか、そういう状況があります。それから、その他に、ないという所については、詰所機能を有していない車庫でありますとか、水防倉庫だけのそういうところを中心にトイレが無いという状況がございます。

○委員（新橋 実君）

先程言われましたこの箇所数は、消防団の詰所の箇所数ではないのですか。ということは、詰所の箇所数が何か所あって、今、先ほどないと言うのが23か所あると言われたけれど、それは、消防団の詰所ではないのですか。ということは、今、車庫だけというのも今言われたけれど、その辺はどうですか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

消防団の施設としましては、総体で89の施設でございます。そのうち74か所がいわゆる消防詰所、それ以外に格納庫でありますとか、車庫だけという施設が15か所ございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、トイレがない所は、一応、格納庫なんかは別にして、ある程度、公民館やいろいろな所が併設しているから、全て消防団員が何かあったときは、利用はできるという理解で、まずはいいですか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

基本的にはそういうことで状況の把握をしておりますけれども、つい先日ですが、ある方面隊のほうから、年末警戒のときにトイレがないということで、非常に不便をしているという報告を受けまして、それこそ3月ですけれども、当該の方面隊長と現場で打合せをさせていただきまして、簡易トイレの設置をしたという事例も1か所はございます。

○委員（新橋 実君）

以前から言っているわけですがけれども、ほとんど浄化槽やら下水道に替わる中で、まだ簡易トイレとか、仮設トイレとか、こういう所がまだあるわけですね。こういった所について、消防団係は、どういう形で考えてらっしゃるのか、今後の予定として。今回も施設管理事業で全然予算を組んでいないわけですがけれども、去年はそういう話をされましたよね。その辺どうなのですか。

○警防課長（松本達也君）

トイレ関係もですけれども、現在74の詰所と15の車庫及び格納庫があります。将来的に考えておりますのが、再編成とか、統廃合を考えております。そこで、例えば、今、現にある89か所の建物を常時更新していくとなりますと、莫大な費用が掛かるということで、これは再編成になりますけれども、例えば、専門の業者をお願いしまして、それぞれの地域の人口の減少とか、車両台数がこれが必要であるのか、いろんな基本的なことを調査しまして、その中で詰所関係を今度更新してい

くと、そのときには、例えば三つの分団を、例えば一つの分団にして、極端に言いますと、詰所を一つ、車庫を二、三台入るような施設を造るといふ、今、その計画でおります。それで、今、現にある所を全てトイレのない所はトイレを設置するとか、そうなりますと、ちょっと無駄な費用が発生しますので、その辺りも含めまして今後計画的にしていきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

今、再編成の話がありましたけれども、その再編成をいつ頃までに計画をされているのか、その辺は具体的に決まっていらないのですか。

○警防課長（松本達也君）

この再編成につきましては、少子高齢化が進み、各自治会でも人口が減少して、もはや避けられない現実がありまして、今後、消防団員の確保が難しくなっていくという状況でございます。5年先、あるいは、10年先を考えますと、今、89か所の詰所や車庫、格納庫等、存在する以上、今の詰所等、順次新築していけば、先ほど言いました財政的な負担もあります。どうしてもその周りには、住宅等が少なくなりますので、中山間部は特に人口減少などが見えております。今、警防課のほうでは、統廃合や消防団員の条例定数の見直しを見据えていかなければならないと考えております。各地区における消防団は、地域の歴史や背景、また消防団に対する温度差など、様々な問題があります。統廃合も今のところ消防団の地域から多くの意見は出ておりませんが、団員確保に苦慮することは聴いております。検討すべき重要な課題だと思っております。まずは、令和3年度に専門の業者、コンサルタントに、周辺の住宅に対して今の詰所等の位置が正しいのか、詰所が古い所は、二、三か所を1か所にして、車庫に二、三台の配置をすることができるのか、中山間部の人口減少などの推移、今後どうなのかを詳細に調べていただき、出来上がった業者の考えを消防局と消防団、それと、地域の自治会長や地区自治公民館長など膝を交えて、消防団車両や詰所等の集約で、非常に活動しやすい環境をつくり、統廃合編成をすることで、団員の確保も軽減されると思っております。

○委員（新橋 実君）

ですよね。確か公民館も89あったと思いますけれど、そこに一つずつあるのかなと思いますが、やはりそういう自治会や公民館としっかりと打合せをしてやっていくのが大事なことだと思います。そういう話はまだ机上にも乗っていないと思います、私も初めて聴きましたから。そこで伺いますけれども、今、消防団員の数は、年々下がっている状況もあるのですか。その辺の数を伺います。

○警防課長（松元達也君）

消防団の実人員ですけれども、令和2年3月1日現在で1,161名でございます、条例定数が1,236名ですので、現在75名の減となっております。充当率でいいますと94%でございます。

○委員（新橋 実君）

年々下がっていくような状況なのですかね。後でそこも含めて教えていただきたいわけですが、女性防火クラブ運営事業にも補助をされているわけですが、女性防火クラブは今、団体が幾つあって、何名の方が活動されていますか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

女性防火クラブにつきましては、市内の国分地区内の女性防火クラブ15の団体に補助金を出しております。人員は平成31年4月1日時点で146名です。

○警防課長（松元達也君）

消防団の増減ですけれども、大体60から70のところをいっております。

○委員（新橋 実君）

減っているということなのですからけれども、この女性防火クラブも15団体ということで国分だけしかないわけです。補助金も25万5,000円ということで1万円ちょっとしか出していないような感じなのですからけれども、それでどれだけの活動ができるかということもあるわけですが。あと、研修時のバス借上料ということで5万5,000円みであります。これはこういったところで研修されているのか。そしてこういった活動をされているのか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

女性防火クラブの研修先につきましては、平成31年度、令和元年度ですけれども、鹿児島県防災研修センターのほうに研修に行かれております。それから女性防火クラブの活動の内容につきましては、消防団と合同による火災広報、防火パトロール、各地区行事での防火PR、火災があった場合の炊き出し、ただ今申し上げました先進地の研修、それから女性消防団員との合同の研修、避難所運営の支援活動、それからHUG（ハグ）といいまして、避難者が避難所に来られたときを想定してのゲーム方式で図上訓練とか、そういう様々な自主的な活動、広報的な活動をしていただいております。

○委員（新橋 実君）

あと先ほど話がありましたが、幹部会か何かでトイレの改修を言われたという話でしたけれども、地域を回らないとそういう話も出てこないこともあると思うのです。年末警戒で行って地域の団員から話を聴いて初めて分かることも結構あると思います。現地を回って、幹部会などで言えない話もあると思いますので、そういったところにもぜひとも声を掛けていただいて、施設が老朽化している所などは早急な対応等も――。令和3年度に向けて今後検証されるということでしたけれども、その辺も地域の代表の方やらと研究していただいて、幾らまでつめていけるか、その辺もしっかり検討して対応して頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。要望です。

○委員（宮内 博君）

今回の当初予算は9,418万5,000円の増額と報告されているのですけれども、その大きなものが消防署等管理事業費の中に計上されている委託料だろうと思うのです。ここで前年度より4,491万6,000円の増額となっているのですけれども、何をするかということではサーバーの更新を行って聴覚言語障害者を対象にした緊急通報システムを導入するというところでありますが、ここをもう少し詳しく御報告いただけませんか。どういう計画を持って取り組んでいこうとしているのか。

○情報司令課長（落水田伸一君）

まず、サーバー更新につきましては、高機能消防指令センターのサーバー設備につきましては2015年度に霧島市は配備されておまして、配備から5年経過しております。部品などの磨耗や劣化が蓄積してきておまして、磨耗故障期に入っている部品等がございます。それを順次更新していくということで、今回サーバー更新ということにしております。サーバーのほかに蓄電池とかそういうものを中心に今回は更新していく計画であります。それと、ネット119につきましては、ネット119につきましては、聴覚言語障がい者が対象になりまして、通話による119通話が困難な方が対象であります。ネット119回線を利用いたしまして、消防への通報が行えるシステムと。通常は電話回線を使用するわけですが、インターネット回線を利用して119を受信するというものです。通報につきましては、携帯電話やスマートフォン等の画面でのタッチ式で火災・救急等を選びまして、消防のほうに通報が来ると。消防のほうでは専用のパソコンを入れておまして、パトライトといいまして受信したときはランプが点き、音が鳴るということで受信すると。それにつきましては事前に登録制ということでありまして、登録している方が対象になるというものであります。

○委員（宮内 博君）

それぞれの補修費用とネット119の計上額はどれぐらいになるのですか。

○情報司令課長（落水田伸一君）

サーバーの更新料につきましては、委託料と致しまして4,268万円でございます。それとネット119につきましては83万6,000円でございます。

○委員（宮内 博君）

ほとんどがサーバーの補修費用ということですが、視覚聴覚障がい者への対応であります。今の御説明では事前登録をするということでもあります。それで対象者数はいかほどで、そういう方たちに対してそれをどういう形で啓発して促進するのかという点で、今考えられていることをお示しいただきませんか。

○情報司令課長（落水田伸一君）

霧島市内の聴覚言語障がい者につきましては、対象者が令和2年3月1日現在で765名いらっしゃいます。今後の進め方につきましては、消防局だけではなく、保健福祉部のほうと協議いたしまして、いろいろアドバイスを頂こうと思っております。その中で周知方法とか案内文書の作成、ホームページ等、対象の方々にPRいたしまして登録していただこうと考えております。

○消防局長（堀切 昇君）

補足いたします。登録の内容なのですけれど、住所、氏名、生年月日はもちろんなのですが、電話番号と緊急連絡先も入っております。既往歴、かかりつけ医、よく行く場所などで、これはあくまでも任意の登録となっておりますので、強制はできないということになっております。ですから保健福祉部の話が今出ましたけれども、豊唾の方がしゃべれないということで、アプリを開いて、消火か救急かという選択がありまして、救急を押せばその次に出てくる画面が、自宅なのか出先なのかということが出てきます。それでまた出先を押せば、あとはGPSでその方がどこにいらっしゃるかというのが分かるという仕組みになっています。

○委員（宮内 博君）

これは当然スマホでも対応できるんだらうと思うのですけれど、それを受けて、どう対応するのかというので、意思疎通がどれほど交わされるのかというのが大事になってくるんだらうと思うのですけれど、なんせ障害を持っていらっしゃる方たちで、直接会話ができないというようなリスクがあるわけですので、そこを、いかに速やかに情報を得て対応ができるのかという点では、専門的な対応、対策というか、そういうことは必要ではないのですか。現在の消防局の体制で、それを受け入れることができるような体制があるのですか。

○情報司令課長（落水田伸一君）

まず通報時の対象者への対応ですが、チャット式になっておりまして、会話は当然できないわけでありましてメールによる情報の収集をしていきます。そのメールに出たところで相手方の情報を聴き取るという方法であります。現在のところ、例えば消防局内で手話のできる者とかは今のところおりません。そのようなことで市と先日協議させていただいたのですが、何かありましたら市の方の協力を得て対話をするということで、この間お話をさせていただいたところであります。

○委員（宮内 博君）

緊急時の対応が求められるということになるので、同じ空間にそういったことに対応できる方がいらっしゃるとは限らないわけですね。ですから、そういう設備を整える上では署内の一定の研修期間とか周知徹底の取組、それから保健福祉部との連携、その辺をどういうふうにしていくのかということが必要だらうと思うのですけれど、当然そのようなことをあいまって考えていらっしゃると思いますけれども、そのように理解してよろしいですか。

○情報司令課長（落水田伸一君）

導入までに職員の研修はしっかりとしていかななくてはならないと思っております。それと同時に、

保健福祉部のほうからアドバイスを頂きながら、そういう方はどういう形で相談に来るとか、いろいろあると思いますので、その辺りも研修しながら、どういう心情で来られるとか、その辺りからまず始めてなくてはならないのかなと思っております。導入までに様々な研修をしていきたいと考えております。

○委員（平原志保君）

関連なのですけれども、今の聴覚言語障がい者の対象が765人いらっしゃるということだったのですけれども、この人数の中には未成年者、小学生とかそういう子も入っているんでしょうか。

○情報司令課長（落水田伸一君）

未成年者から高齢者まで全て入っていると聞いております。

○委員（平原志保君）

そうしますと、例えば小学校低学年のお子さんが一人で留守番していて火事になったときに消防に連絡を取るというのは、これを使ってできるということなのですよ。

○情報司令課長（落水田伸一君）

登録していただくことが前提でありまして、そのときに使用方法とかを教示するという形になっております。

○委員（平原志保君）

次ですけれども、先ほど蔵原委員が質問されていた救急の搬送の件ですけれども、5,705人搬送されているということでしたが、この数の中には、ドクターヘリも入っているんでしょうか。もし入っているならば数を教えていただきたいのですけれども。

○警防課救急救助係長（徳田陽介君）

先ほどの数はドクターヘリの出動件数も入っております。ドクターヘリの出動件数については、本年トータルで236件要請しております。

○委員（宮内 博君）

あと予算的に大きなのが、6ページの工事請負費、耐震性貯水槽4基ということで今回計画されていらっしゃるわけですが、これで3,280万円ということですが、先ほど言ったこの二つで大体当年度の増額分が出ているのかなと思うのですが、この4基はどこにどういう形で配置する計画なのかをお示してください。

○警防課長（松元達也君）

令和2年度の配置につきましては4か所ですけれども、まず国分地区においては、国分川原、これは川原部の詰所敷地内です。それと横川町上ノ地区内、それと霧島田口地内、これは市道の残地でございます。それと溝辺町の麓地内、これは公園内でございます、この4か所いずれも霧島市の所有地でございます。

○委員（宮内 博君）

4か所とも市の所有地に設置するということでありますけれど、これは、消防局のほうでこういう貯水槽の少ない所を想定して政策的にやっているものなのか、地元からの要請に基づいてやっているのか、その辺をお聴かせください。

○警防課長（松元達也君）

まず各所からの要望、それと地域からの要望、各地域におきまして総会等でこの辺りは貯水槽はないなというのがあれば、それを聴いて、現地を調査しまして必要であるのかどうかを判断します。

○委員（宮内 博君）

今回の4か所はということになっていますか。

○警防課長補佐（岩下 力君）

国分の川原部の詰所の敷地については、川原地区にないという要望に基づいて設置する計画にしました。それから溝辺の麓1工区の整備事業の公園内ですが、120mで包含した後、消火栓、防火水槽がないということで、区画内の水利を確保するために設置します。それから霧島の田口地区の市道の残地の所ですが、以前、新燃岳が噴火していたときに、川、水路等の水が濁った関係で、地域から要望があって現場を確認して、距離的なところや今の水利の状況を確認しまして、設置することにしました。それから横川の下小脇地区の路上は、市の道路の残地でございます。そこについても、以前からまちづくり等の要望により防火水槽を簡易でもいいというようなことでしたが、簡易防火水槽につきましては現在、マンション等の高架水槽式ではなく、ポンプの性能が上がった関係で、製品自体が余りなくなって設置できないと。40tの防火水槽は適合消火栓、1棟の建物を消すために必要な水という考えのもと、しっかりとした防火水槽を設置しようと考えて計上いたしました。

○委員（宮内 博君）

分かりました。政策的にそういうことは位置付けてやっていくということになるかと思いますが、そういう点では将来的にあとどれくらいそういったものが残されるということになっていくのか。その辺の計画があるわけですか。

○警防課長補佐（岩下 力君）

将来的な計画につきましては、自分が警防課で来たときに、まず10年先を見据えた防火水槽の設置の計画を作りました。その中で、現在、防火水槽の半分以上は20tの防火水槽があると。適合防火水槽ではないというところで、しばらくは40tの防火水槽、更に耐震性防火水槽を設置していかないと、コンクリート強度50年と言われる中、現在50年を超えた防火水槽もあるため、今しばらくは耐震性防火水槽をまちなか市有地に造っていかないといけない状況ではあります。

○委員（宮内 博君）

老朽化の進んでいるものや耐震性の施されていないものがあるということですが、今おっしゃった20tでは不足なので、1棟分を消火できる40tに整備していかなければいけないということで、残されている基数というのが大体どれくらいですか。

○警防課長補佐（岩下 力君）

平成31年3月31日現在で929基の防火水槽があるのですが、そのうち40tが503基です。そのほかはそれ以下の防火水槽というところで、変えていかないといけない防火水槽であります。

○委員（宮内 博君）

まだかなりの数が残っているということになるかと思うのですが、それは毎年計画的に整備していくということで、もちろん財源が伴いますのであくまでも計画であります。その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

耐震性貯水槽の整備につきましては、財源的には消防防災施設整備事業費補助金、この国庫補助金を使いますが、これにつきましては基準額が現在のところ546万8,000円の基準額に対して、そのうちの二分の一が国庫補助として入ってまいります。合わせまして国庫補助の裏につきましては現在、地方債を充当している状況でございます。

○委員（宮内 博君）

二分の一の補助で整備をするということでもありますけれど、年間のいわゆる計画で、今持ってらっしゃる計画はどういうふうになっていらっしゃるのかというのを聞いたのですけれど。

○警防課課長補佐（岩下 力君）

年間の計画は10か年計画で、それぞれ年4基ずつ造っていく計画を作っております。

○委員（仮屋国治君）

年次的に整備・更新しなければいけないのが、非常に消防局は多いと思うのです。中でも車両もその一つだと思うのですけれども、今回も消防団車両と救助工作車ですか合わせて6台分更新ということになっておりますけれども、処分の仕方ですね。消防車両の方は多分競売に掛けられると思うのですけれども、工作車の処分の仕方、それと払下げ価格等はどのように想定されていらっしゃるのかお知らせください。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

救助工作車につきましては、地金で販売する計画でございます。予定価格いわゆる販売価格ですが、その売却するときの鉄の価格を参考にして算定する予定でございます。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

消防団車両につきましても、同じく鉄くずにした形で指名競争入札し、処分をしております。

○委員（仮屋国治君）

車両としての競売はなさっていないということですね。地金にされたときの過去の例でいいですけども、消防ポンプ車両が1台当たり幾らぐらいなのか。それから救助工作車ほどの程度の価格になるのか、分かっておりますらお知らせください。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

消防団車両のほうですけれども、令和元年度ですけれども鉄くずとして入札の結果は、消防団車両が5台に小型動力ポンプも2台で、161万7,000円で落札されております。

○総務課主幹（堂平幸司君）

平成29年度に溝辺の救助工作車を更新しておりますが、その時の売却した値段が50万から60万だったと思います。

○委員（池田綱雄君）

救急車両を含めて消防車両の通行は、特に以前と比べて道路通行車両も多くなっていると思いますが、以前と比べて救急車両に対しての市民の協力が良くなっていると思いますか、悪くなっていると思いますか。

○警防課救急救助係長（徳田陽介君）

救急の協力につきましては、心肺停止事案等に関して、バイスタンダーいわゆる一般に近くにおられた方が心臓マッサージ人工呼吸等を適切にされており、他といたしましては、救急車の誘導等の協力はいただいております。

○委員（池田綱雄君）

救急車両とか消防車両での通行、道路を通りますよね。その時に以前10年、20年前と車両が寄ってくれるとか何とかそういうのが前と比べると良くなったか、悪くなったかという質問です。

○警防課長（松元達也君）

通行に関しましては、車両もちろん、一般の車両も多くなっておりますので、幾分か現場到着時間も少し前からしますと若干遅れておりますけれども、救急車にもマイクが付いておりまして、左に寄ってくださいとか、徐行してくださいとかいう広報をしながら進んでおりますので、これにつきましては、ほとんど以前と変わらないと思います。

○委員（池田綱雄君）

私も昨年は、指の怪我で救急車両にお世話になって、鹿児島市まで搬送していただいたわけですが、その時は大変お世話になりました。その中で思ったことが、ほとんど対向車とかは避けてくれてスピードを緩めずに鹿児島市まで行けたかなと思います。非常に有り難いことだと思っておりますが、そういうことをかねてから啓発とかされているのかお尋ねします。

○警防課救急救助係長（徳田陽介君）

年間を通して救急講習等を実施しておりますが、その中で消防車両、緊急車両等が緊急走行で来た際は、避けていただくように講習を受けられた方にはお願いしております。

○委員（池田綱雄君）

消防と市民というのは深い信頼関係で結ばれておると思います。信頼関係が大事だと思っております。そういう中で、火災を含めて消防車両等の通行は市民の協力がなければ恐らく進まないと思うのですよ。だから、かねてから信頼関係を構築していただきたいなど。これは要望です。

○委員（池田 守君）

5ページの消防団運営事業でお聴きしますが、消防団員の退職報償金等の報償費が前年度からすると660万円ぐらい増えているみたいですが、その積算の根拠をお示してください。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

報償費につきましては、消防団員退職報償金と消防出初式に係わる経費を計上しております。令和元年度と比較しまして、662万5,000円の増額予算となっておりますけれども、増額のうち662万2,000円が消防団員退職報償金に係わるものでございます。増額となった要因としましては、条例規則におきまして団長、副団長以下、班長までの任期は3年とすると規定になっておりまして、令和2年3月31日が今回の任期満了になっております。この関係で、上位幹部また在団年数が多い報償金額の区分があるわけですけれども、高い区分の退団者を多く見積ったことによりまして、このような計上になっております。なお、財務会計上、令和2年3月31日付けでの退団者につきましては、新年度である令和2年度予算で措置するという形になっておりますので、通常の年度と比較しましてこのような増額の数字になっております。

○委員（池田 守君）

今年は特別な年だという理解でいいですか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

今おっしゃいましたように、3年目の最終年度と最初の年という形でございましたので、上位幹部の方が辞められるのではないかとという想定の上に、このような予算の計上になったところでございます。

○委員（山田龍治君）

確認ですが、2ページの応急手当普及啓発事業は、ホームページ等に掲載している各種救命救急の講習をやっている予算とみてよろしいでしょうか。

○警防課救急救助係長（徳田陽介君）

年間を通して救命講習等をしておりますので、それに関する資機材等の金額となっております。

○副委員長（宮田竜二君）

委員長を交代します。

○委員長（木野田誠君）

先ほどの消防水利のことで中身の問題で質問したいと思います。中身というのは水ですが、この質問をさせてもらうのはちょうど消防局長は以前、水道局にいらっしゃいましたし、絶好のチャンスですので。私どもが消防活動をした後に水利タンクの水が当然ながら減っていくわけですね。そうすると補充をしなければいけない。その際、ほとんどの水利が水道局の水道から水が入っているわけですけれども、この水利の供給について水道局は非常に協力的ではないと。消防団からすると、そういう感じがするのです。水を贅沢に使うなということだと思っておりますが、なかなかその辺がすんなりと、そこを満杯するのに協力的ではないような気がしてならないのですけれども、そこで、以前いらっしゃいました水道局の考え方と今いらっしゃる消防局の考え方を教えてく

ださい。

○消防局長（堀切 昇君）

水が減っていくということ自体がちょっと私はなんでと。水を足していく施設というのは、今造っている防火水槽は水を足さない方式でいっていますけれど、水を足すということはちょっと理解ができない。

○委員長（木野田誠君）

消防活動でタンクの水が減った場合の補充の問題です。

○消防局長（堀切 昇君）

水が減った場合と。漏れではなくて結局使ったときですね。例えば、福山牧之原地区だったですけど、訓練で使った場合に水道管自体が老朽化しておりますので、老朽化した水道管にごみが溜まっていく。そして消火栓を開けて訓練したときに、その流速が速くなるために水道が濁ったと。その地域の水道が全部濁ってしまって、住民の方から苦情が来るということもございました。消防水利につきましては、水道のほうで水をどうこうという水代は消防については無料ですので、有料ではございません。別にそういった40 tの水が欲しいとかそういったことでは水道のほうでは考えてはいなかったわけで、先ほど言いましたように、消火栓を使うことによって実際の火災が起こった場合はやむを得ないですけど、訓練等で消化栓のバルブを開けるときに急に開けてしまうと急に水がそこから出ていくと、その管に入っている水の流速が早くなるということは、その古い管に付着したごみをすべて連れて行くという状況になっているということから、そういうことが水道のほうでは、水道がそういったことでどちらかという住民の方から非常に苦情が出たということがありました。そういった委員長の言われるのは、どういうことかなのか理解はできませんが、そういうことです。

○委員長（木野田誠君）

私は、消防水利の中身の水のことと質問したのですけれども、局長は消火栓の水のことについてお答えになりましたけれども、私があくまでも質問しているのは、消火作業が終わって40 tのタンクは大分使ったから水位が減っているわけですね。その補充をするときに消防局のタンク車で持ってきて水をいれるか、あるいは川とかそういう水利から消防団がそのタンクに補充するというところでやっているわけですけども、その辺は水道局の水を使うといけないのかどうなのかということと質問しているわけです。

○警防課課長補佐（岩下 力君）

火災に際しまして貯水槽を使った場合に補水は水道の水も使っていますし、状況によっては河川の水も使うことがあります。現在、補水に対しては消防団の協力事業所と建設会社がタンクを持っているところを借りて補水することやら、直接防火水槽に補水バルブがある場合は補水バルブを開放して補水しますが、その補水バルブも一挙に開放すれば利用者の消火栓から配管が来ている関係上、水道利用者の市民の方に水が供給できないような勢いの管の中にはあります。そういうところを一遍に開けることによって貯水池の水を減らすというようなこともあって、加減をしながら補水します。時には1日係って40 tの水槽を補水することもあります。局長が言われたとおり、水代の請求等はありません。必ず火災時の補水については、水道部と協議しながら水道部が一番心配しているのは自分が今よくやり取りをするのですが、貯水池の水が減ることによって水道部が管理している水源の減水により市民サービスに支障をきたすというようなところが一番懸念している関係で、急速に水を溜めないような状況の中で作業は進めております。

○委員長（木野田誠君）

お互いの連絡は取れているということで理解したいと思います。使用方法も分かりました。次に、

先ほど松本課長の説明の中で、消防施設費の中に消防団施設管理事業というのがあって、消防団拠点施設の施設管理というのがあります。もう一つは、非常備消防費の中に消防団施設管理事業、これの中に消防団詰所及びというふうにあるのですが、消防団詰所と消防団拠点施設は同じと思うのですが、この違いは何ですか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

予算の目の非常備消防費の消防団施設管理事業ですけれども、こちらにつきましては消防団詰所及び消防団車両車庫等の施設についての適正な維持管理を行う事業内容になっております。それから目の消防施設のほうの消防団施設管理事業といいます消防団拠点施設の修繕、施設管理を行うことで消防団活動の充実を図るといった事業内容になっておりますけれども、御質問の非常備消防のほうの詰所と、施設費の拠点施設違いはあるのかということでございますけれども、特段の違いはございません。非常備消防のほうでいう詰所といいますのは、詰所の中にも小型動力ポンプとか様々な資機材がございますので、そういうものを含めたところの維持管理、それから消防施設費のほうの施設管理事業につきましては、消防所詰所本体の維持管理という捉え方をしております。

○委員長（木野田誠君）

それであれば、先ほど新橋委員のほうから質問がありました。詰所のトイレの問題ですね。これは、消防施設費の中の拠点施設費用になりますか。どうでしょうか。

○警防課主幹（宇都幸雄君）

先ほどのトイレの内容ですけれども、消防施設費の消防団施設管理事業の中で修繕が出てきた場合でありますとか、そういう場合においては対応しているところでございます。

○委員長（木野田誠君）

それでは分かりました。消防団運営事業の中で消防団員装備品の充実ということで挙げてあるわけですけれども、令和2年度に充実される予定のものがありましたらお示してください。

○警防課（松元達也君）

車両の更新時に、中山間部におきましてはチェーンソーの配備、それと海沿いを管轄する消防団についてはライフジャケットの装備を考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで消防局の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時16分」

「再開 午前10時30分」

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について（市民環境部）

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（橋口洋平君）

それでは、所管しております市民環境部関係の予算のうち、歳出予算の総括を説明いたします。詳細の事業内容につきましては、先に配付しております令和2年度一般会計・特別会計予算説明資料（市民環境部）を御覧ください。まず、市民活動推進課につきましては、一般管理費で、海津市との交流50周年記念事業費を含む道義高揚・豊かな心推進協議会への補助金などを、共生協働推進

費で、地区自治公民館・自治会に対する地域振興補助事業や地区活性化支援事業等に要する経費などを、国際交流費で、国際交流員を活用し、地域の国際化に向けた取組を推進するために要する経費や霧島市国際交流協会への補助金などを計上しております。次に、環境衛生課につきましても、環境衛生総務費で、単独処理浄化槽や汲み取り便屋を合併処理浄化槽に切り替える市民に対する補助金を始め、環境対策費で、行政と市民活動団体等が協働で行う景観保全のための美化活動に対する河川アダプト活動支援補助金を、火葬場費で国分斎場指定管理料を、清掃総務費で、牧園・横川地区から排出されるごみを処理する伊佐北始良環境管理組合への負担金を、塵芥処理費で、霧島市ごみ減量化・資源化基本方針に基づく4R運動や食品ロス削減などの取組や敷根清掃センターの管理運営、新たなごみ処理施設の整備に要する経費を、し尿処理費で、南部し尿処理場及び牧園・横川地区し尿処理場の指定管理料などを計上しております。次に、市民課及び市民サービスセンターにつきましても、戸籍住民基本台帳費で、戸籍法、住民基本台帳法、印鑑条例等に基づく届出等による事務処理、マイナンバーカードの交付、各種証明書発行等に要する経費などを、男女共同参画推進費で、男女共同参画に関するセミナーの実施に要する経費などを、人権擁護推進費で人権啓発に関する各種行事の実施に要する経費などを計上しております。次に、スポーツ・文化振興課及び国民体育大会推進課につきましても、社会体育振興費で、本年10月に開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の本市実行委員会への運営負担金などを、社会体育施設費で、日本陸上競技連盟の第三種公認の認定を受けるための国分運動公園陸上競技場改修測量設計業務委託費などを、文化振興費で、児童生徒芸術鑑賞会事業で児童生徒に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する委託料や、文化芸術支援事業で文化芸術活動を自主的に行っている団体への補助金などを計上しております。以上、市民環境部で所管する歳出予算の説明を終わりますが、その詳細や歳入予算等につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたします。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

市民活動推進課に関する令和元年度一般会計予算について御説明いたします。市民環境部予算説明資料1ページから4ページです。まず（款）2総務費（項）1総務管理費（目）1一般管理費は総額19億9,499万1,000円で、うち市民活動推進課分につきましては、1,410万3,000円です。特定財源としまして、その他財源で岐阜県海津市の姉妹都市交流50周年記念事業負担金150万円を充当しています。主な事業は、道義高揚・豊かな心推進協議会への補助金として、お互いに徳をわきまえ、豊かな心をもった市民となることを目的とした事業や、姉妹都市盟約締結から令和2年度で50周年を迎える岐阜県海津市との姉妹都市交流について、市民参加型の事業としてのアニバーサリー号就航事業や、記念交流事業などを実施する事業費等を含む市民運動推進事業で1,399万2,000円を計上しています。次に、（目）共生協働推進費で2億9,501万1,000円を計上しています。特定財源としまして、県支出金として権限委譲委託金151万7,000円、その他財源として地縁団体証明手数料として3,000円を充当しています。共生・協働推進総務管理事務事業につきましては339万4,000円で、市民活動促進委員会等に係る経費として委員の報償費など197万1,000円、地区自治公民館消防設備点検等の委託料77万円、地区自治公民館水道料金負担金65万3,000円を、簡易給水施設等整備支援事業につきましても、地区自治公民館等が管理する給排水施設の整備を行うための補助金として、2,667万3,000円を計上しています。スポーツ施設等整備支援事業につきましても、地区自治公民館が行うスポーツ活動を支援するための補助金として284万2,000円を、地区活性化支援事業につきましても、地区自治公民館や自治会が行う伝統行事の継承、健康増進、高齢者・障がい者支援、環境美化など地域活性化のための取組に対する補助金として2,359万8,000円を、地区自治公民館等の集会施設等整備支援事業につきましても、地区自治公民館や自治会の集会施設等の整備に対する補助金として2,837万1,000円を計上しています。無線・有線放送施設整備支援事業につきましても、地域の情報伝

達手段である無線・有線放送施設の整備に対する補助金として5,097万8,000円を、共同墓地環境整備支援事業につきましては、地区が管理する共同墓地の安全対策等の工事に対する補助金として153万5,000円を計上しています。次に、(目)国際交流費で1,774万7,000円を計上しています。特定財源としまして、その他財源で国際交流基金繰入金423万1,000円、国際交流員住宅使用料負担金66万6,000円を充当しています主な事業は、国際交流員3名の報酬や研修旅費などをC I R(国際交流員)招致事業で1,295万3,000円、韓国訪問を始め海外友好都市等との交流事業に要する経費を姉妹都市・国際交流事業で128万3,000円、霧島市国際交流協会の運営補助金として国際交流協会運営支援事業で300万円を計上しています。

○環境衛生課長(楠元 聡君)

環境衛生課所管に係る予算の主なものにつきまして説明します。令和2年度一般会計予算説明資料の5ページを御覧ください。まず、環境衛生総務費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境及び自然環境の保全を図るため、合計170基分の合併処理浄化槽設置整備事業補助金8,102万2,000円、県浄化槽推進市町村協議会への負担金14万円など、合計8,117万7,000円を計上し、特定財源として、国庫補助金3,736万1,000円、県補助金1,232万9,000円を充当しています。環境美化・河川環境保全推進事業につきましては、霧島市生活環境美化条例及び霧島市天降川等河川環境保全条例に基づき委嘱している環境美化推進員及び河川環境保全推進員の活動費や環境美化モデル地区指定に伴う経費など、264万7,000円を計上し、特定財源として霧島市ふるさとときばいやんせ基金を260万円充当しています。次に、6ページをご覧ください。10万本植林プロジェクト事業につきましては、自然環境の保全・再生、地球温暖化対策や環境学習などへの取組の一環として、国分上野原の市有地に照葉樹を植林する事業に係る補助金499万8,000円を計上し、特定財源として、企業等からの協賛金116万9,000円及び霧島市ふるさとときばいやんせ基金を380万円充当しています。次に、7ページを御覧ください。河川景観保全アダプト(里親)制度推進事業につきましては、地区自治公民館、自治会やボランティア団体、事業者などと協働し、河川の景観保全のための美化活動等を行い、水辺や生活環境の保全を図るもので、河川景観保全活動を行う登録団体に対する補助金598万円のほか、清掃残滓処理業務委託料300万円など、合計902万7,000円を計上し、特定財源として霧島市ふるさとときばいやんせ基金を900万円充当しています。火葬場費につきましては、国分斎場管理運営事業において、国分斎場を適切に管理運営するため、火葬炉設備修繕等の修繕料600万円、国分斎場指定管理委託料5,133万円など、合計5,736万3,000円を計上し、特定財源として、火葬場使用料を942万円充当しています。清掃総務費につきましては、伊佐北始良環境管理組合参画事業において、牧園・横川地区から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを適正に処理するため、伊佐北始良環境管理組合への負担金として1億2,831万9,000円を計上しています。塵芥処理費につきましては、資源ごみ中間処理・保管事業において、ごみの適正処理及びリサイクルを推進するために、家庭等から排出・回収された資源ごみの中間処理・保管に係る関係事業の委託料として6,651万3,000円を計上し、特定財源として、アルミ・スチール缶等売却代金1,523万2,000円、再商品化合理化拠出金3万9,000円、霧島市ふるさとときばいやんせ基金5,120万円を充当しています。次に、8ページを御覧ください。資源ごみ分別収集推進補助事業につきましては、資源ごみの適正排出やごみ収集所の衛生保持を推進するために、資源ごみの分別収集に従事する自治会の活動を支援するもので、補助金1,517万6,000円を計上し、特定財源として、アルミ・スチール缶等売却代金を全額充当しています。家庭系一般廃棄物収集運搬事業につきましては、ごみ処理を適正かつ効率的に行うために、家庭から排出されるごみの収集運搬業務を民間業者に委託する経費で、7地区合計で3億369万8,000円を計上し、特定財源として一般廃棄物処理業許可等手数料4万7,000円及び公益財団法人鹿児島県市町村振興協会からの交付金1,600万円、

合計で1,604万7,000円を充当しています。次に、9ページを御覧ください。ごみ処理場管理運営事業につきましては、市民生活から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを敷根清掃センターにおいて適正に処理する経費及び飛灰の資源化処理する経費として11億3,383万4,000円を計上しています。主な内訳は、環境保全のため使用する薬品代、設備・機器の予備消耗品代等の消耗品費5,000万円、炉の立ち上げなどに使用する灯油代等の燃料費6,600万円、設備・機器等の電気代等の光熱水費1億2,000万円、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ等の定期点検（オーバーホール）、燃焼熔融炉築炉改修など施設延命のための修繕等の修繕料6億1,000万円、ごみ焼却施設運転管理業務、熔融飛灰リサイクル処理業務等の委託料2億5,297万2,000円などとなっています。特定財源につきましては、敷根清掃センターへのごみ投入手数料1億134万3,000円、資源物として回収した鉄・アルミ及びスラグ等の販売代金600万円等の1億764万1,000円を充当しています。ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、新たなごみ処理施設の整備や運営方式の見直しを計画的に進めるため、ごみ処理施設整備・運営検討委員会の委員の報償費22万6,000円、委員の旅費や先進地視察等に係る旅費90万4,000円、測量・敷地造成設計業務、施設整備基本構想・基本設計等業務、アドバイザー業務及び生活環境影響評価業務の委託料6,373万1,000円など、合計6,497万6,000円を計上し、特定財源として、国庫支出金の循環型社会形成推進交付金249万3,000円を充当しています。次に、10ページをご覧ください。し尿処理費につきましては、し尿処理場管理運営事業において、南部し尿処理場及び牧園・横川地区し尿処理場に搬入されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理するための経費として、各種設備機器の定期点検（オーバーホール）等の修繕料5,700万円、南部し尿処理場及び牧園・横川地区し尿処理場の指定管理委託料1億8,717万2,000円など、合計2億4,443万2,000円を計上しています。特定財源につきましては、南部し尿処理場及び牧園・横川地区し尿処理場のし尿投入手数料1,142万2,000円、生産物売払収入7万円、合計1,149万2,000円を充当しています。

○市民課長（東中道泉君）

市民課に関する令和2年度一般会計予算について、市民サービスセンター分を含め御説明します。令和2年度一般会計予算説明資料の11ページをご覧ください。まず、男女共同参画推進費につきましては、暴力の根絶推進事業において、女性のための無料相談事業等の経費として、87万5,000円を計上しています。男女共同参画広報・啓発事業につきましては、セミナー開催等に係る経費として31万1,000円を計上しています。男女共同参画計画進行管理事業につきましては、第2次霧島市男女共同参画計画の進行管理に係る経費として13万6,000円を計上しています。戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍事務において、戸籍法に基づく届出書等の事務処理経費として734万4,000円を計上し、特定財源として、戸籍手数料728万4,000円、県委託金として人口動態調査費6万円を充当しています。次に、12ページをご覧ください。住民基本台帳管理事務につきましては、住民基本台帳法や印鑑条例などに基づく届出書等の事務処理経費に係る経費など454万1,000円を計上し、特定財源として、住民登録手数料454万1,000円を全額充当しています。また、住民窓口証明発行事務につきましては、住民基本台帳法等に基づく各種証明発行や、マイナンバーカードの申請サポート・交付に係る経費として1億1,031万7,000円を計上し、特定財源として、住民登録手数料992万6,000円、印鑑証明等手数料85万8,000円、個人番号カード交付事業費7,459万9,000円、個人番号カード交付事務費2,493万4,000円を充当しています。次に、13ページをご覧ください。市民サービスセンター運営事業につきましては、パスポート発給時の手数料である収入印紙・収入証紙代等、消耗品費3,483万6,000円を計上するほか、市民サービスセンターの運営に係る経費として合計で4,012万5,000円を計上し、特定財源として、権限移譲委託金36万3,000円と収入印紙・収入証紙販売料及び手数料3,546万4,000円を充当しています。人権擁護推進費につきましては、真孝西児童公園維持管理事業において、公園の維持管理に係る経費として合計29万2,000円を計上しています。人権啓発センター各種教

室事業につきましては、同センターで実施する各種教室や人権学習会、学習相談会、解放学習会の講師謝金として報償費290万円を計上し、特定財源として、県補助金である隣保館運営費217万5,000円を充当しています。次に、14ページをご覧ください。人権啓発センター管理運営事業につきましては、館長報酬のほか同センターの管理運営に必要な経費を含め513万7,000円を計上し、特定財源として、県補助金である隣保館運営費368万8,000円を充当しています。人権啓発推進まちづくり事業につきましては、じんけんフェスタの開催、小学校を対象とした人権の花運動など、様々な人権啓発活動を行うための経費として95万2,000円を計上し、特定財源として、県委託金の地域人権啓発活動活性化事業費54万5,000円を充当しています。人権擁護推進事業につきましては、部落解放同盟鹿児島県連合会隼人支部に対して交付する補助金100万円を計上しています。霧島人権擁護委員協議会活動支援事業につきましては、鹿児島地方法務局霧島支局管内で実施される霧島人権擁護委員協議会活動に係る経費としての負担金など87万7,000円を計上しています。

○スポーツ・文化推進課長（浮邊文弘君）

スポーツ・文化振興課に関する令和2年度一般会計予算について、御説明いたします。令和2年度一般会計予算説明資料の15ページを御覧ください。文化振興費につきましては、文化振興総務管理事務事業において、文化振興に係る事務経費及び令和3年度に鹿児島県で開催される地域伝統芸能全国大会のPRに係る旅費として42万円を計上しています。きりしまフォトコンテスト開催事業につきましては、霧島の自然や風景及び鹿児島空港など霧島市をPRする写真を公募するとともに、優秀作品を展示することで写真に対する興味を深めてもらうための経費として58万6,000円を計上し、特定財源として出品料30万5,000円とポストカード等売上代金2万円を充当しています。児童生徒鑑賞会事業につきましては、市内の児童生徒に対して優れた舞台芸術や器楽演奏を鑑賞する機会を提供する経費として、委託料、バス借上げ料など451万2,000円を計上しています。次に、16ページをご覧ください。霧島市民会館管理運営事業につきましては、市民の芸術文化活動の中心施設である霧島市民会館の管理運営に係る経費として、修繕料、委託料など5,188万7,000円を計上し、特定財源として市民会館使用料550万円を充当しています。文化芸術支援事業につきましては、霧島の夏の風物詩となりました霧島国際音楽祭を始め霧島市文化協会など市内で活動する文化芸術団体の活動を支援するための経費として918万4,000円を計上しています。保健体育総務費につきましては、保健体育総務管理事務事業において、消耗品や公用車の管理費等として、49万9,000円を計上しています。次に、17ページを御覧ください。社会体育振興費につきましては、社会体育総務管理事務事業において、東京2020オリンピック聖火リレーの運営に関する経費や消耗品等45万9,000円を計上しています。各地区スポーツ祭開催支援事業につきましては、各地区のスポーツ振興を目的としたスポーツ祭への運営補助金180万円を計上しています。縄文の森駅伝大会開催事業につきましては、大会運営補助金として200万円を計上しています。次に、18ページを御覧ください。学校の体育館等を学校教育に支障のない範囲で市民に開放する学校体育施設開放事業につきましては、管理に要する経費として249万5,000円を計上し、特定財源として、学校体育施設使用料231万8,000円を充当しています。スポーツ少年団育成事業につきましては、スポーツ少年団の育成及び活動を支援するため、スポーツ少年団育成補助金130万5,000円を計上しています。スポーツ推進委員活動事業につきましては、市のスポーツ推進委員活動に要する経費として、報酬など838万7,000円を計上しています。県地区対抗女子駅伝競走大会支援事業につきましては、県地区対抗女子駅伝競走大会運営補助金240万円など、277万3,000円を計上しています。次に、19ページをご覧ください。各種スポーツ大会出場者支援事業につきましては、県代表として九州大会や全国大会等へ出場する個人・団体の選手を支援するため、補助金として328万9,000円を計上しています。市体育協会運営支援事業につきましては、始良地区体育協会連絡協議会への負担金250万7,000円と、市スポーツ協会への補助金

1,040万円を計上しています。なお、令和2年度はかごしま国体のために県民体育大会及び地区体育大会が開催されないことから、その分に係る補助を減額しています。国民体育大会等推進事業につきましては、国民体育大会推進課の臨時職員4名分の報酬528万円、職員手当等122万1,000円、旅費9万4,000円と負担金補助及び交付金で本市実行委員会への運営負担金8億3,500万円、事業費合計8億4,159万5,000円を計上しています。特定財源として、令和2年度一般会計予算に関する説明書の73ページ、(款)17県支出金、(項)2県補助金、(目)7教育費県補助金、(節)2国民体育大会運営事業費に4億951万6,000円を計上しています。社会体育施設費につきましては、国分運動公園・国分武道館管理運営事業において、指定管理者への委託料5,419万8,000円を計上しています。次に、20ページをご覧ください。国分総合プール管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料4,516万8,000円を計上しています。海浜・北・南公園・児童体育館管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料3,439万9,000円を計上しています。溝边上床運動公園管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料718万5,000円を計上しています。横川運動公園管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料2,783万1,000円を計上しています。牧園みやまの森運動公園管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料2,588万円を計上しています。次に、21ページをご覧ください。牧園B&G海洋センター管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料383万4,000円を計上しています。隼人運動施設管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料1,491万1,000円を計上しています。隼人松永運動施設管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料2,461万5,000円を計上しています。福山地区運動施設管理運営事業につきましては、指定管理者への委託料2,859万5,000円を計上しています。次に、22ページをご覧ください。体育施設維持管理事業(指定管理者以外)につきましては、指定管理者制度を導入していない社会体育施設のうち、直営施設の管理及び指定管理者との協定で市の責任で行わなければならない修繕や備品購入などに係る経費として、4,207万5,000円を計上しています。主なものは、水銀灯の交換や修繕に623万円、国分小のナイター施設の電柱取替に554万円、日本陸上競技連盟の第三種公認の認定を受けるための国分運動公園陸上競技場改修測量設計業務委託費1,070万円です。

○委員長(木野田誠君)

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(平原志保君)

予算説明資料15ページ、文化振興総務管理事務事業で、令和3年度に鹿児島で開催される地域伝統芸能大会というのがあるのですが、どのくらいの規模のどのようなもので、日程はどうなっていますか。また、市内からは何団体くらい出るものですか。

○スポーツ・文化振興課長(浮邊文弘君)

地域伝統芸能大会は、各都道府県を巡回し、国内及び海外の地域伝統芸能が一堂に集まり、競演する全国規模の大会で、平成5年から毎年開催されております。29回目となり、鹿児島県の開催は初めてとなります。開催につきましては令和3年10月9日と10日の2日間で、開催場所は鹿児島市をメイン会場及びサブ会場として、霧島市はサテライト会場となります。サテライト会場につきましては、今までの例を見ますと、1日のみの開催となりますので、霧島市においても1日の方向で考えていきたいとは思いますが、まだ決定はしておりません。

○委員(平原志保君)

まだ決定されていないということなら、余り詳しくは分からないかと思うのですが、入場者とかは、どのくらいのものをイメージされているものでしょうか。参加者と言ったほうがいいでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹(江口元幸君)

現時点で決まっているのが、先ほど課長が申しあげました開催日と開催会場はメイン会場が鹿児島アリーナに予定されております。霧島市は現状では市民会館を予定しております。それぞれの入場者数、メイン会場で2,000名から3,000名、本市のサテライト会場で1,000名程度を予定しているところでございます。

○委員（山田龍治君）

今回、濱田尚里選手がオリンピックの代表候補となり、その中で、恐らくパブリックビューイング含めて出てくると思うのですが、今回、この経費には見込まれていないと思いますが、今後、こういったものが含まれる予算等が出てくるものでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

濱田尚里選手のオリンピック出場に関する経費としましては、予算には入っておりませんが、想定されるのは、まず、今、委員がおっしゃったパブリックビューイングであろうと思っております。これにつきましては、市役所の施設内で実施する予定にしております。経費としてはそれほど掛からないものと思っております。また、開催に当たりましては、市だけでなくスポーツ協会あるいは柔道界など、いろいろな関係団体と連携しながら、濱田選手のオリンピックでの活躍を期待したいと思っております。

○委員（山田龍治君）

その後のことなんでしょうけれど、非常にいい結果が出た場合には、まちを挙げて祝賀会とかパレード等あると思っておりますけれど、その辺のことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

現在のところ、まだそこまでは考えていません。そのような結果が出た場合には、対応していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

市民活動推進課にお尋ねします。説明資料2ページ、地区自治公民館等の集会施設等整備支援事業にも関係することになりますが、今回、昨年度予算から致しますと2,500万円ほど少なくなっているのかなと思うのですが、自治会が様々な施設整備等に取り組む場合に、当年度の予算に反映できる申請時期というのは、昨年のどの時期になっていきますか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

例年7月に各自治公民館に来年度の要望書について提出をお願いし、7月、8月で要望書を受け付けて、来年度予算に反映させるようにしております。

○委員（宮内 博君）

大体8月頃に締め切るという形になっているのかなと思うのですが、自治会の役員の交代というのは4月からということになります。それで、役員が継続して役員を担うことができる自治会と毎年、交代をするというような形で自治会活動を行われている自治会を、どの程度、把握されていますか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

現時点で細かい数字等は申せませんが、私が経験している中では約半数が、自治会では、2年ないし3年を1任期とし、残りについては輪番制というように、半々くらいではないかと思っております。[46ページに訂正発言あり]自治公民館については、89ありますけれど、ほとんど公民館が1年で終わるということはありません。5年くらい継続される所もございます。

○委員（宮内 博君）

公民館について、そういう傾向があるのかなと思いますけれど、今、主観でおっしゃったので、ぜひ、きちっとした資料を取るようになりたい。それは取っていないということで理解し

てよろしいですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

はっきり申しまして、取っておりません。それが自治会の活動に多大なる影響を及ぼすとか、そういうことはまず考えておりませんので、引継ぎ等がしっかり行われて、自治会活動自体が速やかに運営されていると掌握しております。

○委員（宮内 博君）

現場の状況とずいぶん乖離しているのではないのかなど、私は主観的に思います。まずは自治会がどういうふうになっているのかという調査を要請しておきたいと思います。同時に、主観的におっしゃいましたけれども、半数は輪番制でやっているのではないかと。その半数が二、三年とか継続してやっているのではないかということなのですけれど、継続してやっている所は、前年度の活動がきちんと総括されて、次年度どういうふうにしていったらいいのかというのが、大体計画的にできるわけです。ところが、輪番制でやっている所というのは、4月から新しく自治会長さんなどを引き受けるということになるわけだけれども、いかほどの自治会の課題があるのか。何をしていたかなければいけないのかというのが、前年度の会長も十分掌握をできないまま1年が終わるということもあり得るわけです。それで、何を言いたいかと言いますと8月の締切りでいいのかという話です。当然、役所側も逆算をして、どの時期までには集めないで次年度の予算に反映できないということの事情はあるというのは当然分かっている話ですけれど、少なくとも、もう少し時間的な余裕が必要ではないのかというのが、現場の新しく自治会を担うこととなった会長さんたちからの共通の思いなのですよね。ですから、そういう点で、そこは全く譲れないものなのか、柔軟に対応するというふうにした場合に、何月頃までであったら、次年度の予算で対応ができるのか、補正で組むという仕組みはないのではないかと思いますけれども、その辺も含めて御見解をください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まず、予算の仕組みでございますけれども、本市の予算は通年予算ということでございますので、当然ながら1年間に見込まれる歳入歳出については、当初予算で計上しているというのが前提でございます。それから、様々な公民館、自治会等に対する施設整備の補助の御質問でございますけれども、それぞれ補助率がございまして、それぞれについて、自治会、公民館等に100%補助をするものではございませんので、それぞれが事業を実施するまでの間に、自分たちのその自己資金というものを手当てをする必要があるということで、大抵の場合は、数年かけて準備をされるものが多いように思います。また、随時に発生してきております無線、有線放送の転入等に伴う増設ですとか、そういう全く予想できないようなものについては、随時で申請を頂いて、当該年度に申請を頂いて、当該年度に付けていただくというような形でできるように、配慮は致しておりますので、御理解を頂きたいと思います。

○委員（宮内 博君）

私が聴いたのは、8月締めというのは譲れないのかと。もう少し柔軟的な対応というのは、できるとすればどの程度できるのかということをお聴いたわけです。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在の本市の予算編成の仕組みから申し上げますと、通常9月に予算編成説明会が開かれて、10月ぐらいに、それぞれの課が配分された一般財源の範囲内で要求する。つまり部ごとに配分されますので、その中で調整して提出するというような仕組みになっております。そういうことから考えますと、特に金額の大きい事業につきましては、現在の7月、8月ぐらいに希望を取って、10月ぐらいの、そういう時期に間に合わせるとしなければ、予算の総額の中で当て込むことができませんので、そのところは御理解いただきたい。ただ先ほど申しましたとおり、金額の小さなもので、

すぐに対応する必要があるようなものにつきましては、それは別枠で随時対応分ということで予算措置はしておりますので、そういうところもできていると考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

当然、自前のお金があるのかどうかというのも大事ですよ。ただ6割補助するという制度になっていますので、そのところの比重は非常に大きいわけです。ですから、自治会での役員の交代というのが4月に行われて、実際、仕組みそのものもまだ熟知できない状況の中で締切りが迫ってくるというようなことがあって、本当ならその当年度に整備を要請したかったけれども、次年度に繰り越さざるを得ないということも現に発生しているという状況でありますので、まずは基礎的な調べ方をさせていただいた上で、どういう対応ができるのか。あるいは補正予算等で対応できないのか、その辺のことも含めて、ぜひとも今後の対応策を要請しておきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

関連ですが、地域まちづくり計画がありますけれども、このまちづくりも、今、主幹が言われましてけれども、地域で全然スムーズに進んでいないということで、そういう中で、館長も、実際まちづくりに上げて、結局どんどん先送りされてしまって、工事が進んでいかないということも言われているわけです。一旦ゼロに戻して、もう一回最初からスタートしたほうがいいのではないかという話もあるわけですが、そういう中で、まちづくりが実際、各自治公民館で行われているところを把握されていますか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

これは各所管にそれぞれお願いしているところなのですが、各所管のほうからこちらのほうに実施できたところについては報告を受けております。また、公民館長からも、実施できていないよというような報告もこちらのほうにありますので、その辺はうまく三者で連携を取ってやっていっているつもりでございます。

○委員（新橋 実君）

どれぐらいまちづくり委員会が開催されていますか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

我々職員もサポーターになって、そのまちづくり委員会に参加しているわけですが、大体報告書を受けて各地区のものを見てみると、4回ほど開催されているところが多いようでございます。[「89自治公民館のうちどれくらい」と言う声あり] 計画につきましては鋭意進めているところでございますけれども、89公民館の中で87公民館がまちづくり計画を作成しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

いや、まちづくり計画は出ているのですよ。出ているけれども、職員もサポーターとして参加してまちづくり委員会というのがありますよね、実際、その委員会を開催しているところはどれくらいあるかということをおっしゃっているのです。それを把握していますか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

87ある公民館の中で、まちづくり委員会というのは、まちづくり委員会という形で開催しているところもあれば、まちづくり委員長は公民館長になっておりますので、まちづくり委員会を一会合の中で開催しているようなところがありますので、ほぼ87のところでは何らかの形でまちづくりについては揉まれているというふうに解釈しております。

○委員（新橋 実君）

本当ですか。私たちのところにはそういう連絡も何もないですけれども、市の職員のサポーターにも確認されましたか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

まちづくりサポーターにはリーダーがおりまして、リーダーのほうから報告書が上がってくるわけなのですが、我々のところに来ている報告書の中では、ほぼそういったまちづくりのサポーターとして、まちづくり会議のほうに参加をしていると受けております。

○委員（新橋 実君）

そこをしっかりと確認してください。どれくらいのサポーターが参加しているかということ、後でいいですので、しっかり連絡ください。まずそれだけお願いします。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

分かりました。

○委員（宮内 博君）

先ほど一つ漏れておりました。先ほど要請をしたのですけれども、特に来年度の事業費との関係にも出てくると思うのですけれども、コロナウイルスの関係で、自治会の総会が自粛されるという傾向が出ております。先日、13日に全員協議会が開かれたのですけれども、そこで保健福祉部長のほうから、市民環境部と協議して、そういう通達を2月に出したというような回答がありました。既に総会を開かず、文書で引継ぎをやるというようなところも市内で出てきております。それで、実際に次年度の事業計画をどういう形で発出していくことができるのかというのが、新しい自治会長さんの中には、もう7月中旬以降、8月にはもう締切りだよという認識が備わっていない中で活動せざるを得ないという、例年よりもそういう点で不徹底になる可能性があるのですけれども、その辺についてはどのような対応をしようと考えているのかお示してください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今、委員が言われましたように、私どものほうから、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起ということで、保健福祉部と私どもの部と連名で、部長名で注意喚起文書をお流ししたところがございます。また今後、この感染症の拡大がどうなっていくか、今は見通せておりませんけれども、そのような時期がまいりましたら早めに通知を出すとか、様々な方法で対応してまいりたいと考えておりますので、具体のいつにどういうことをするということは現時点では申せませんが、それに応じた対応をしていく予定とは致しております。

○委員（宮内 博君）

実際にそういう動きが強められているというのは当然認識しているわけですよね。その上で今のよう回答になっているということで理解してよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

2月の今回の感染症が始まった時期から、それぞれの自治会長たちからも私どものほうに、総会をどうしようとか、引継ぎをどうしようとかいうようなお尋ねのお電話、それから来庁された際に窓口でそういう御相談をされるというような方もいらっしゃいます。私どもと致しましては、国が示した指針に沿って、どういう状況で感染が広がっていますよという話ですとか、あるいは咳チケットの話ですとか、消毒液の配置とか、そういうことについて具体的にアドバイスをしながら業務を行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

今後、どういうふうになるのかという不明な点もあるわけなのですが、新しい自治会長さんたちを集めて一堂に会して行われる公民館長・自治会長会、大体4月の上旬に行われますよね。そこも開かれないうことになるので、どこでそのところを徹底していくのかということに随分と制約が掛かるということになるのですけれども、今の状況では公民館長・自治会長会は予定どおり開くということで計画をしているのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現時点ではまだはっきりと開くとか開かないとかいうところを確定しているものではないと思います。国が発出する様々な情報、その他のものを総合的に勘案して、今後決定してまいりたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

2月の中旬にはそれぞれ個別の自治会にはそういう対応するよというということで指示を出しているということから考えると、より多くの人が集まる機会というのは、当然避けなければいけないということが十分考えられわけです。ですから当然、事務引継ぎ等も含めて、市がどういう制度を持っているかということも周知を図らなければならないと。いつもよりもそういう点では力を割く必要があると思うのですけれども、そういう予定で取り組んでいこうと考えていると理解してよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

会議の開催自体についてまだ確定いたしておりませんので、やらないという方向で決まりましたというお話もできないところなのですけれども、もし開かないとするならば、当然ながら、毎年度集まっていたいただいて御説明している内容の書類を配付するとか、様々な方法で事業についての広報周知を図っていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

それは事務的には例年いつ頃発出されていらっしゃるのでしょうか。総会を開くタイミングですね。例えば4月10日頃に大体開かれますよね。例年、いつ頃、新しい会長に事務的な連絡をしているのですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

現在の段階で各自治公民館長、地区自治会長、これの名簿を提出してもらっておりますので、例年であれば、今週の中でそれを取りまとめて来週中には開催しますというような状況を出している状況でございますが、今年度については、今、課長が申しましたとおり、開催についてはまだ分かっていないというような状況でございます。

○委員（宮内 博君）

一斉休校も延長されて、実際にはそれがかなり厳しくなっているという状況下ではあるかと思っておりますので、今申し上げましたように、来年度の事業をどういうふうにしていくのかという、施設整備などについては特に市の補助金を受けるような事業計画等がきちんと周知できるような形で取り組んでいただきたいということは強く求めておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員（新橋 実君）

補正の審査でも聴いたかもしれませんが、説明資料3ページ、無線・有線放送施設整備支援事業で、デジタル、アナログとあるわけですけれども、アナログを使っている公民館、デジタルを使っている公民館、あと有線を使っている公民館は幾つあるか把握されていますか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

現在、847自治会ございますけれども、そのうち無線整備がされている自治会が629、有線放送のみが47、未整備が166。パーセンテージでいきますとそれぞれ74.35%、5.56%、無線有線合わせて79.9%。先ほど言われましたアナログ制限のある所ですけれども、平成31年4月1日現在で143自治会が、まだアナログの制限を受けているというようなところでございます。基地数につきましては約7,800ございますので、これが令和4年11月には期限が切れるので、逐次、デジタルに移行しているというようなことでございます。

○委員（新橋 実君）

アナログは令和4年11月ということですのでけれど、予算はどれくらいですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

今年度の分を見ていただくと分かるのですが、年間約5,000万円程度かかる予定でございます。具体的に申しますと親機が1基100万円から150万円前後、中継基地も約100万円前後、あと子機につきましては、これまでの状況でいきますと1基当たり3万円というようなことでございますので、その6割を補助金として負担しなければいけないので、毎年大体5,000万円ぐらいの予算を計上していったら、令和4年度には移行する形になるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

ということは、今回のこの5,000万円の予算は、全てデジタルへの移行の予算ということで理解していいですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

今回の分は約三分の一に当たる5,000万円程度でございます。公民館単位で整備をしますので、22公民館が今回、整備をするということでございます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど御説明したとおり、この予算の中で、随時分といますか、転入等に伴って増設する分も含めての予算でございます。

○委員（新橋 実君）

まだ143自治会で22公民館ということで、ちょっと分からないわけですが、残りが結構あるわけですか。地元負担はどれくらいありますか。何割負担ですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

4割負担でございますので、地元については3,000万円程度の負担になります。

○委員（新橋 実君）

あと残りの自治会、公民館については令和4年11月までにはデジタルに移行しますので、それだけの予算措置をさせていただきという連絡とか、その辺の体制はしっかりできているということに理解していいですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

これにつきましては、全国的な対応なので、各支所を通じて、逐次言っております。

○委員（新橋 実君）

有線放送がまだあるということでしたけれど、有線は、こういった所で使われていますか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

有線放送につきましては、山間部で使われているのが実情です。ほとんどの所は、私、福島に住んでいるのですが、福島も昔は有線であったけれども無線に移行しているのですが、やはり無線に替えるときは地元負担があるので、どうしても今の優先のままだも別にかまわないと。イベントの連絡であったり、会議の報告であったりというのは有線にかまわないというような所は、こちらから強制して無線に替えなさいというようなことはできませんので、有線を利用している状況でございます。

○委員（新橋 実君）

市営住宅については、全てデジタル無線が備わっていると理解していいですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

私どもで把握しているのは、国分地区においては名波ハイタウンとかを把握していますが、ほかの団地については、全部が無線を使っているという状況ではございません。

○委員（鈴木てるみ君）

地区公民館，自治会のことでお尋ねいたします。七つの地区で組織の規模が大きな差があると思うのですが，合併して15年たちますが，自治会の組織再編の話題というのは，今まで出たことはなかったでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在の地区自治公民館，自治会というものは，合併前のそれぞれの市町のやり方を引き継いでいるというところがございます。これを全市一律に変えるというようなことにつきましては，今のところは，地元の方々は今の制度に慣れ親しんでおられますので，市のほうから強制的に，そういうものを進めていくということはやっていません。ただ，私は広瀬に住んでおりますけれども，広瀬などは地区自治公民館長が中心になって，自治会の再編をされております。ですので，自主的に再編をされる所もあるようでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

人口分布も大分変わってきていると思いますので，やはりそのような見直しも必要となってくるのではないかなと思います。よその話なのですが，地域内の企業にも自治会に加入してもらっているところがあって，現役世代の若い方々が，自治会にたくさん入ってきて，非常に活発な活動をしているというお話を聞いたこともありますので，そのようなことも検討していただければなというふうに思います。

○委員（山田龍治君）

自治会の関連で，最小の世帯数は何世帯なのか。最大は何世帯なのか教えてください。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

主だったところではいきますと，一番少ない所は一世帯というところがございます。多い所は隼人塚自治会で約380世帯という所がございます。二，三十世帯の世帯分布が一番多いようでございます。

○委員（山田龍治君）

一世帯の自治会で運営ができるのですか。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

実際は運営はできていないのが実情です。ただゼロというような所もあるのです。というのは，休止という形を取って，行政事務委託料，そういったものは支払っていない。まだ家があるので，行く行くは帰ってくるだろうということで，公民館長のほうから，ここは廃止しないで休止にしておいてくれというような所もございますので，実情は，そういったところがございます。

○委員（平原志保君）

環境衛生課のほうにお尋ねします。10万本植林プロジェクトなのですが，こちらは維持管理にも使っていくと思うのですが，市役所の前のお祭り広場にも，こちらの植林をされた所があるかと思うのですが，あの場合は植えっぱなしで，あのままほって置かれている状況なんでしょうか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

そのスペースは，この10万本植林プロジェクトとは別で植えた所でございますし，総務課が管理をしているところがございます。

○委員（平原志保君）

分かりました。こちらの10万本植林プロジェクトのほうは山のほうで植林されているものと思うのですが，あと何年されるのでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

10万本植林プロジェクトなのですが，令和2年度で10年目を迎えますので，終了予定でございます。

○委員（池田綱雄君）

説明資料9ページの1番下、ごみ処理施設整備・運営事業について、お尋ねします。今回、測量・敷地造成設計業務、施設整備基本構想・基本設計等業務等の委託料6,373万1,000円が計上されているのですが、これは現在の処理場のどの辺に造るのか、お尋ねします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

建設予定地ですが、今の敷根清掃センター正面の入口に向かって左側、方角は北側になるということですが。

○委員（池田綱雄君）

あそこは山ではないですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

敷根清掃センターから向かって敷根のほうは切り立った山なのですが、福山の牧之原側は、まだ平坦な所がございます。

○委員（池田綱雄君）

そうしますと、現在の進入路を使うということですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

現在の進入路を使うかということですが、現在、基本構想・基本設計を進めているところでございますので、そこを必ず使うということは、今のところ説明できないところでございます。

○委員（池田綱雄君）

あの進入路を見ていると思うのですが、入るのも出るのも非常に難しい。そういう場所にあります。カーブミラーも何回か付け替えてもらったけれど、全然効果がないということで、場所を変更する以外にないと、私は前々から、この施設については言っているのですが、この際、スムーズに出入りができるような場所への取付をお願いしたいのと、進入路の途中は山手側が大きな石が露出しております。大雨時にいつ落石が起こるが分からない状態にあるわけです。もし、落石が発生して、道路が通れないという状況になれば、大変なことになりますので、そういう防護対策も設計委託に盛り込んでいただきたいと思います。

○副委員長（宮田竜二君）

説明資料の11ページです。男女共同参画推進費132万2,000円が予定されているのですが、まず、暴力の根絶推進事業ということで、DVに関するところが入っているのですが、DVとか、女性の方から相談を受けている件数をできましたらここ最近3年間の推移をちょっと教えてください。

○市民課主幹（福永義二君）

現在、令和元年度の途中でございますので、平成28、29、30年でお答えいたします。霧島市の窓口及び女性のための無料相談等を実施しておりますが、平成28年度が44件、平成29年度が37件、平成30年度が42件となっております。

○副委員長（宮田竜二君）

件数自体は40件前後で推移していることが分かりました。この相談件数、相談を委託するわけですが、その委託先はどこになりますか。

○市民課主幹（福永義二君）

女性のための無料相談と致しまして、国分地区では、臨床心理士が行っています相談をコラソンという団体に毎月1回実施するようにしております。また別に、隼人地区では、鹿児島県が要請いたしました男女共同参画地域推進員に女性相談員として委託をしまして、これも月一回実施しているところです。また、子育て支援課のほうはこれまでずっとDVの直接の相談担当を致しておりますので、先ほどの数字には子育て支援課が直接受けた数字も含まれています。

○副委員長（宮田竜二君）

外部委託もありますし、この40件くらいの件数、委託料70万円くらい掛かるわけですが、これはぜひ必要などころなのですから、この男女共同参画推進の計画は、分かりづらいなというところがあります。第二次霧島市共同参画計画があるのですけれども、どういう方向に向かっているのかなというのが、なかなか分かりづらいところがありまして、例えば、この計画は第二次ですから、平成30年度から5年間でやっているのですけれども、今、男女共同参画というよりもダイバーシティという形で、もっといろいろ広げて多様性というところでやっているところも出てきていると思うのですけれども、その計画はあるのですけれども、ダイバーシティという考えでいくような考えはないか教えてください。

○市民課長（東中道泉君）

計画があつてということですが、男女共同参画という形での表現をしていることですが、男女に係わらず様々な、性別に係わらず参画をしていくというような形の趣旨でも計画とか動きというようなことでもあるので、基本目標としては男女という表現を使いますが、性別に係わらずということで多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくりという目標を持っていますので、そういう趣旨で動いているというようなことです。

○副委員長（宮田竜二君）

今まで男性と女性が差別され、そういうことがあつて、そういう参画の計画ができて今やっっているのですけれども、なかなかそれがうまくいかないというか、余り認知度もなくということがあると思います。ですから、今、世の中としては、もっと多様性を認めるというか、男女の違いではなくて障がい者とかLGBTとかいろんな差別関係に関しまして、その多様性を認めてそれを強みにして霧島市を盛り上げていこうというような形の計画にしたほうが、もっと進んでいくのではないかなと思いますので、そこはちょっと検討していただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

環境衛生課にお伺いします。9ページですが、ごみ処理場管理運営事業関係です。ごみ焼却施設、リサイクルプラントの定期点検、オーバーホール、燃焼溶融炉築炉改修などの施設延命のための修繕料6億1,000万となっているのですけれども、この内訳をちょっと教えてもらえますか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

清掃センターの定期補修といたしまして4億円、清掃センターの定期保守全体で4億円です。そのうち定期保守の中で、償却施設につきましては約3億5,700万円、それからリサイクルプラザの定期保守が1,900万円、ごみクレーンの定期保守が1,200万円など、こういったものをまとめまして定期保守で4億円あります。それから車両、重機等の修繕につきましては約180万円、それから清掃センターの延命対策補修といたしまして2億820万円、この延命化につきましては、いろいろとあるわけですが焼却溶融炉築炉改修工事が5,500万円、それからスラグコンベアケーシング更新工事こういったものが2,750万円、それから熱分解度ドラム改修工事が3,300万円などこういったものをそろそろ含めまして延命化の金額が2億820万円程度、全体で6億1,000万円をみております

○委員（新橋 実君）

延命化をすることによって、どれくらい延命になるのですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

基本的には、今年度とそれから新年度の2年間で延命化の予算を組ませていただいておりますけれども、新たなごみ処理施設ができるまでの繋ぎということで、令和7年度から新施設でのスタートを予定しておりますので、それまでに繋げていくというための延命化措置ということになります。

○委員（新橋 実君）

今回、6億1,000万円組んでありますけれども、毎年これぐらいの予算が出てくると思うのですが、過去2年間の修繕料はどのくらいですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

詳しい資料が手元にございませませんが、清掃センターの定期補修で大体4億円程度ということで申し上げております。また後もって詳しい数字をお伝えしようと思っておりますが、大体これぐらいの金額で毎年組んでいたと認識しております。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

私の手元に今、修繕料の実績でお答えします。平成29年度が3億8,157万6,468円で修繕の実績です。平成28年度が3億9,560万円、平成27年度が3億8,534万4,000円です。ちなみに平成26年度ですけれども4億1,265万円です。

○委員（新橋 実君）

今回は2億円ぐらい増えているということで、平成30年度はどうだったか分かりませんが、非常に修繕費が毎年掛かるということでいつも問題になっているのですが、今回、このような形で延命措置をされるということで5年間、あと2025年までこれをするということによって、延命は十分に措置できるということで理解していいですね。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

業者ともじっくりと協議をさせていただきまして、前年度、それから今年度、この延命のための修繕料を組んでおります。私どもの認識としては、業者との理解の中では、これで大丈夫だと今のところは思っているところでございます。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時58分」

「再開 午後0時58分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの敷根清掃センターの関係で修繕料の関係ですけれども、昨年度も当初予算と同額で6億1,000万円計上されているわけです。毎年それぐらいの費用を掛けるということになると、耐用年数20年ということですから、単純に120億円修繕料が掛かるということになるわけです。新しい炉がもう一つできるような、そういう費用が掛かるのですけれども、新しい計画では、それらをどういうような形で抑制をしていくのかというような議論がなされているのか。そのところお聴かせいただいてよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在、清掃センターの運営には毎年10億円程度の経費を要しているところでございます。今度、新しい施設を現在のキルン式のガス化溶解炉から、新しい施設はストーカ炉という方式に焼却炉の方式を変えるということで計画いたしております。これまでもこういうものはプラントメーカーが造っているわけですけれども、プラントメーカーからの聴き取り等を行っておりますけれども、現在10億円程度毎年度掛かっている経費が、恐らく3割以上の削減はできるのではないかとということで、炉の方式を変えることによって軽減を図ることができると考えております。

○委員（宮内 博君）

午前中の答弁で、過去3年間の定期点検の費用が3億8,000から9,000万円ということで報告されているのですけれども、今回、4億円を定期検査の費用に組んでいるということでありますが、こ

んなに多額の費用が掛かるといのは、何に最も費用が掛かっているのか、その具体的なものをお示しできる資料がありますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在は先ほど申しましたようにキルン式の高圧ガス化溶融炉という方式でございまして。これは簡単に申しますと、いわゆる製鉄なんかをするような、ごみを溶かしてガス化するという仕組みでございまして、大体1,200度から1,300度というような高温になるということでございます。一方、今度、ストーカ炉というのを計画しておりますけれども、こちらの場合は、ダイオキシンが出ない800度から少し高いぐらいの温度ということで致しますので、まずは熱に対する消費が少なくなるというところでございます。あと、建設当時、現在の施設は最新の技術ということと、それからリサイクル棟を含めて検討された当時、全国的に一番、導入が図られた施設でございます。こちらのほうがやはり構造的に複雑であるというところがありまして、なかなか制御するのも大変ですし、部品点数が多いということもあって故障も多いというところもございまして。

○委員（宮内 博君）

ですから4億円近く掛かる修繕料の中で、最も高額な修繕を要する費用というのはどういうのがあるのですかと。今の課長のお話では、非常に高温になるので、その部分が痛みやすいというようなことを言いたかったのかなと思いますけれど。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

4億円のうち、まず、ごみ焼却施設に大体3億5,700万円というお話を午前中させていただきました。それからリサイクルプラザの定期補修1,944万円、ごみクレーン1,200万円、二軸破砕機1,290万円というように、大きく括るところのものがございまして、また、ごみの焼却施設の中で対策監が申し上げましたとおり、その年その年で、いろいろと細かい部分でありますので、今、この場でお渡しできる資料は持ち合わせていないのですが、また御質問等ございましたら、その辺を整理して、後ほど提供できる分については資料提供したいと思います。

○委員（宮内 博君）

では後ほど資料を提供してください。それと、新しく施設を整備して、ストーカ炉に変えていくということでもあります。それで、一本化計画と同時にこの計画は進めようとしているわけでありまして、昨年度の実績を見ると、民間のごみ焼却量というのは敷根清掃センターの分で約3万3,800tぐらいというような状況。未来館のほうでは3,200tぐらいの年間焼却量ということになっているのですけれども、1日当たりに計算すると敷根清掃センターで大体92tぐらいではないのかなと思うのですけれども、実際、今の敷根清掃センターで処理しているものを処理するのに係る経費と未来館を加えた焼却施設を整備するということになる整備費、どれぐらいの差額が予測されるのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在の敷根清掃センターでございまして、こちらの施設につきましては、おおむね全体の処理量から計算いたしますと、年間4万3,000t程度の処理ができると計算上になります。計算式としては81tの炉が2炉ありますので162tですけれども、これに標準的な運転日数280日を掛けまして、それに係数として0.96を掛けるというのがおおむね通常の検査の仕方でございます。これでいきますと年間4万3,546t程度のごみが処理できると考えております。先ほど言われたように、現在のごみ量と致しましては、敷根で3万3,000t程度、牧園と横川の分が三千数百tということで、約3万7,000t程度のごみになるのではないかと考えております。これを逆に、その式に当てはめますと、今のものよりも小さなもので炉の大きさは足りるということでございます。また当然ながら、これは毎日排出されるごみの量だけありますので、これに加えて、災害ごみ等を少し見込む必要がご

ざいますので、全くこの数字どおりというわけにはいきませんが、そういうものを含めても、現在の162 t という大きさより小さなものでいいのではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

未来館で処理しているのが3,201 t ということで、それは280日で計算するということですのでけれど、単純な365日で計算した場合、1日当たり9 t 足らずとなろうかと思うのです。それでこの前、補正予算のところでも少し議論したところですのでけれど、未来館のほうで長寿命化計画を今作っております。それで、まず一本化計画があって、それが先延ばしにされているのですけれども、実際その計画の中で示されているストーカ炉の建設費用は、私が頂いている資料では t あたり7,031万8,000円掛かるという計算がなされているわけです。ものすごく巨額なお金が掛かるんだなというのを改めて見て取ることができるのですけれども、81 t の2炉よりも小さい規模で済むということではありますけれども、7,031万円掛かるわけですので、単純に計算をしましても結局120億円近く掛かるということになるのですけれども、どれぐらいの推計値を一応見込んでいるのですか。一本化の場合と一本化しない場合とは。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

一本化する場合と一本化しない場合というお尋ねでしたけれども、一本化しない場合というのは想定しておりません。現在、敷根清掃センターにつきましては、今回、ストーカ炉にするということ、それからごみ処理を統合するということ等を含めて、当初の段階で、これはまだ消費税が8%ということなんかも含めてなのですけれども、プラントを建て替えるのには120億円程度掛かるのではないかと考えているところがございます。一方で、現在のキルン式のガス化溶融炉を長寿命化したときには50億円以上の経費が掛かると考えておまして、ただ、この場合で国に補助金申請をして、それで賄うわけですけれども、そういうものを様々計算していきますと、事業費自体は120億円程度と五十数億円ということなのですが、実際に最終的に市で収入し得る税金から支出する額と比較いたしますと、数億円しか差はないというような試算を致しているところがございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど私が示した未来館のほうではじき出している数字というのは、環境省がまとめた建設受注額に基づいて試算した結果ということで示されているわけです。だから、これに近い価格になるのかなと。今、消費税の関係がということでは確かにそうでしょうけれども、そういうことでの計画を進めているというふうに理解していいわけですか。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時13分」

「再開 午後 1時14分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今お手元にお配りしました資料が、いわゆる焼却施設の全連というのが24時間連続運転をすること、それから発電機が付いているということでの受注実績を各自治体のホームページからとったもので、平成27年度から令和元年度までの実績でございます。施設の規模としてはそれぞれ一番下の令和元年度をみますと、我孫子市が120 t、同廃棄物処理協業組合が158 t、伊豆市の伊豆の国市廃棄物処理施設組合82 t というような規模なのですけれども、建設費の落札額としては、先ほどの順で言いますと、106億円、105億8,000万円、93億5,000万円というようなことで落札されている実績がございます。私どももまだ施設の規模というのは確定しておりませんが、入札を行

いますので、先ほど説明したような計画に沿ったようなものができるのではないかと、現時点では考えているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

予算書の6ページ、10万本植林プロジェクト事業でお尋ねしますが、今年で何年目になるのか。そして10万本植林プロジェクトというのはここに明記してありますけれども、上野原の市有地はどのくらいあって、どのくらいこれまで植林されているのか、お聴かせください。

○環境衛生課環境保全グループ長（堀切貴史君）

面積としては約1万8,000㎡で、植林本数としては6万1,120本、これまで植林したところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

明記してありますこの宮脇方式というのはどのようなもので、混植となっていますけれども、これはどういうものですか。

○環境衛生課環境保全グループ長（堀切貴史君）

宮脇昭方式についてお答えいたします。土地本来の種木を中心として、多くの種類の木を混植、密植する植林方法のことをいいます。ポット鉢で3年程度育てまして、樹高が30～50cmぐらいになった苗を1㎡あたりに3本程度植林するというような方法でございます。スギなどを造林する場合は3㎡あたりに1本程度とお聴きしますので、約10倍の密度で植林することになります。植林後は3年程度で下刈りをして、その後は自然管理に任せれば自然界の競争原理が働いて植林後20年程度で立派な森に成長するというような方法でございます。

○委員（蔵原 勇君）

分かりました。この10万本植林プロジェクトについては、確か合併当初、最初は牧園のほうに植林されたと思うのですが、ここの管理状況はどうなっているのですか。

○環境衛生課環境保全グループ長（堀切貴史君）

先ほど申しあげましたように3年間はNPO法人の霧島ふるさと命の森をつくる会というところに管理を委託しておりますけれども、それ以降は自然に成長していくというものでございますので、特に管理は行っていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

合併浄化槽の関係で5ページですが、今回、単独が100基、汲み取りが70基ということですが、汲み取りの70基というのは、昨年度よりも32基少ないということになっているのですが、これはやはり、今は切替えのほうが多くて、汲み取りは大分残り少なくなっているという状況を反映して、こういうふうにしていらっしゃるのかどうか、お聴きしておきます。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

平成30年度末時点の残っている基数と致しましては、単独処理浄化槽が6,800基程度、汲み取り便槽が8,300基程度ということで、残っている基数としましては、汲み取りのほうが多いのですが、今年度の状況が、単独からの切り替えが全体の6割程度と、多い状況であったものですから、そのような形で予算計上を行ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

実際は、汲み取りの切り替えが済んでいなくて、基数が多いということですね。それで、単独での切り替えと汲み取りの切り替えでは、費用的にはどうなのですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

人槽によっても変わるのでありますが、平成30年度の実績で5人槽の場合で申し上げますと、単独からの切り替えの場合が約88万円かかっております。汲み取りからの転換の場合には約100万円程度

ということで、汲み取りのほうが費用が多く掛かっているような状況でございます。

○委員（宮内 博君）

合併処理浄化槽に変わった後の管理の関係ですけれど、法律的には浄化槽法の法定検査というのが義務付けられているのですけれど、これはどういう検査ですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

保守点検につきましては、浄化槽法の第10条第1項に基づきまして、県に登録された浄化槽清掃業者が行うものになりますけれども、中身としましては、浄化槽の各装置の点検調整、浄化槽の水質測定、消毒液の点検補給などを主に行っているようでございます。

○委員（宮内 博君）

1月14日の新聞で、この法定点検の在り方を4月から変えると報じられているところでありますけれども、その内容はどのようなものですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

本来は、法に基づくやり方でいきますと、毎年、この法定点検をしないといけないというものになっておりますけれども、鹿児島県の現状が3年に一遍しかできていないというような状況でございます。それを来年度から年次、毎年実施していくような方向に改めようというようなことございまして、例えば1年目、基本検査といったものを行いますと、2年目、3年目、4年目には、その基本検査をより簡単なものにした採水員検査というものを実施して、また5年目には基本検査を行うということで聞いているところでございます。

○委員（宮内 博君）

これは年に1回ということですよ。それで私の認識では、毎月、衛生公社が来て、点検をやっている検査というのがありますけれども、今回の報道では、その検査項目を減らして、3年に1回のもを1年に1回にしてということですが、実質、市民負担が増えるということに計画変更されるということになるようなのですけれど、毎月、衛生公社などがやっているのは、法定検査ではないということになるのですか。浄化槽法第11条の中に示されているのでいくと、年1回ということになりますけれども、その辺がよく私も理解できておりませんので、分かるように御説明をお願いします。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

保守点検につきましては、先ほど申し上げましたように浄化槽法第10条第1項に基づいて行うものでございますけれども、もう一つの法定検査は浄化槽法第11条第1項に基づいて行われるものでございます。保守点検のほうは、先ほど申し上げましたとおり、浄化槽の各装置の点検、調整、浄化槽の水質測定、消毒液の点検、補給などが主な業務となりますけれども、法定検査のほうは浄化槽の保守点検、清掃がちゃんと行われているのか、また浄化槽の機能が正常に維持されているかというものを検査するものになっております。

○委員（宮内 博君）

ですから、同じような検査を、別の機関がそれぞれ行うということになっている仕組みというのは、これは整備した後、どういう管理がなされていくのかということにも関わってくると思うのですけれども、来年4月から県のほうではそういう形で変更していくということになるわけですから、先ほど言った第10条の関係の定期点検との調整はなされるものなのでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほど言いました検査でございますけれども、最初に言いました保守点検のほうの検査、これは簡単に言いますと、浄化槽を持っている所有者が行わなければならない保守点検でございます。それと県のほうで行われている検査は、許認可権のある県のほうが、所有者がちゃんと管理、メンテ

ナンスしているのかというのを確認される検査でございます。一例を挙げますと、衛生公社が行われている毎月の検査と、それから県から委託を受けた業者が行う検査とはリンクしていないということでございます。

○委員（宮内 博君）

検査項目を見ると、ほとんどダブっているのです。そういう声が寄せられておりまして、このことについては、直接、県にも要請しているところでもありますけれども、引き続き、そういう声があるということだけはきちんと受けとめていただいて、改善策ができないものか御検討いただければとお願いしております。

○委員（新橋 実君）

説明資料5ページ、環境美化・河川環境保全推進事業、環境美化モデル地区が4地区みであります。これからは毎年変わるのですか。今回のこのモデル地区はどういった地区になるのですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

各自治公民館単位で取り組んでいただくものになるのですけれども、基本的には各自治公民館1回としておりますので、毎年変わるものになります。今、募集をかけているところまで、まだ決定していません。

○委員（新橋 実君）

どういった取組ですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

普通の美化活動ではできていない場所の美化活動であったり、新たに取り組む活動などを対象にしているところがございます。具体的には幹線道路沿いの耕作放棄地の清掃であったり、道路沿いの高い所の樹木の伐採がありました。花壇の整備とか、子供会と連携した美化活動、そういったものをこれまでのところは取り組まれているようでございます。

○委員（新橋 実君）

それを年間を通してやりなさいということですか。どれくらいの活動で、この10万円はもらえるのですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

年間を通した活動をお願いしておりますけれども、具体的に何回以上しないとだめだとか、そういったことは規定しておりません。

○委員（新橋 実君）

環境美化に力を入れて、地域をきれいにしなさいということだと思います。それと、環境対策費の中で、アダプトのほうですけど、現在ある団体数と金額等分かれば教えてください。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

3万円の団体が44団体、4万円の団体が58団体、5万円の団体が42団体、計144団体が今年度取り組まれております。

○委員（新橋 実君）

河川は、どういった河川ですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

河川アダプトですが、対象となっているのは、規定では草払い等が必要な面積が600㎡以上ある国、県、市が管理する河川が補助の対象としております。ですので、1級河川とか2級河川というわけではなくて、草払いが必要な面積が600㎡以上あるということが一つ基準となっています。

○委員（新橋 実君）

一番多い河川というのは、結構あるわけですけども、同じような所を同じような形でされてい

るのかと思います。草を払って、そのあと処分をするわけですよね。処分まで全てやるわけですか。そこに置いておくのか、それとも片付けまでして、例えば敷根清掃センターまで持って行くのか、その辺はどうなのですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

草につきましては、ある程度1か所にまとめておいていただければ、シルバー人材センターに委託しておりますので、市の予算で運搬までしております。

○委員（新橋 実君）

片付けはシルバー人材センターでやってもらえるということですね。これは年何回以上と決まっていますよね。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

年2回以上の草払いをお願いしております。

○委員（新橋 実君）

あと、この団体数は増えているのか、横ばいなのか、その辺はどうですか。

○環境衛生課環境保全G長（堀切貴史君）

平成29年度が144団体の登録でございましたけれども、昨年度が142団体ということで2団体減りまして、今年度が150団体でございます。先ほど144団体と申しましたけれども、この150団体のうち3団体が今、休止ということで、残りの3団体はお金をもらわずに、無償でやっていただいているところが3団体ございます。合わせて150団体となっております。

○委員（池田綱雄君）

先ほど、頂いた資料について質問いたします。現在、使っているのはタクマですよね。今度はこの会社のものを使う予定ですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

最終的には価格もですけど、提案を受けてということになるとと思いますので、大手のプラントメーカーになるとは思いますけれども、決定は致していないというところでございます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

この資料を見てのとおり、大手のプラント会社が設計をすれば、そこがとらざるを得ないのですよね。だから応募者数も1社と。昔聞いたことがあるのですが、こういうものが全国の都市ができるとなると、ここをそちらが行け、ここはそちらが行けと東京で決まるんだそうです。だから、どこかを決めないと、設計業者も基礎工事とか、そういうものがあるもんだから、どこかのメーカーに決めないと進めないと思うのです。だから、よほどそういう検討をしてもらって、決めてもらわないと、だから競争入札にはならないと。設定業者が、どこも大手プラントを決めて、そこがそういう基礎などが決まれば、別の会社は入れないわけです。何を言いたいかと言いますと、タクマがずっとやっていますけれど、修繕工事であってもタクマしかできないわけです。これが、みんなができるような、そういうプランとはないのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

難しい御質問であったのですが、例を一つ申し上げますと、3月2日に南薩地区の衛生管理組合が今度、新しく南薩地区クリーンセンター施設整備運営事業に係る総合評価一般競争入札というのを公告いたしております。これでは、プラントを造るところから、プラントを運営するところまで含めての総合評価一般競争入札をするということでございます。やはり、それぞれのプラントメーカーのノウハウというのがありますので、そのところは、なかなか汎用的にいろいろなメーカーを入れて運営するというのは難しいのではないかとというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

そのとおりだと思いますけれど、修理代が高くつくのもどこかの企業しかできない。これが何社かできれば、部品とかも競争をして、うんと安く、恐らく半分でできるのではないかと思うんだけど、この協会は東京辺りでボスがいて、ここが出るから、ここはどこが行けるかとか、笑っているけれど、そうでしょう。それは、そうならざるを得ない。基礎から違うわけです。それぞれのプランが基礎で決まるわけですから、どこかと契約しないと設計業者もできないと思うのです。だから、そこをなんとか壊せないのかなというふうに思うんだけど、できれば共通のそういうプラント業者がいて、何社か一緒に入るような入札ができればいいなど。このプラント業者も落札すれば、あとは自分でやっていけるわけですね。だから最初安くしても、あとで取り戻すというような考えを持っているのですよ。だから、そこらをどうかできないかなと。無理だろうと思いますよ。私も昔、台明寺の水源地をしたときに、基礎で決まるのですよね。だから、前もって設計業者が、どこかのポンプと契約して、設計しないといけないものだから、そこしか取れないのですよ。全くそれと同じだと思いますけれど、余りにも、修繕代が年々高いと。何とかできないものかなと。どこかのプラント業者と同じ部品だというのがあればいいなど、そういう検討はされませんか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

設計の話にちょっと戻らせていただきます。発注方式が全国的によく行われるのが総合評価方式の発注が多いようでございます。その中で、設計の段階からプラントメーカーが決まるのではないだろうかという懸念もあるかと思うのですけれども、私どものほうで通例的に行うのは設計のコンサルタント業者、こちらのほうが南薩地区の総合評価のほうを御紹介しましたけれども、ごく一般的な南薩地区がこういうものが欲しいという一例を挙げて仕様書を作って、それをプラントメーカーの方にお示しすると、プラントメーカーの方が各社競って自分たちの技術でそこから実施設計をします。実施設計をして建設のプランを出すと。それから金額、それから過去15年か20年間の運営費も出すということで、それを発注された自治体側のほうに提出すると、提出された自治体というのが総合評価でプレゼンテーション等していただいてその中で決めるということでございますので、設計事務所の方でプラントメーカーを決めて設計するというものではございませんので、まずはそこが一つあるかなと思っております。先ほど委員が言われたように、一つのメーカーがプラントを建ててしまうと、独自の技術でございますので、独自の技術のところはそのメーカーしかできないということは確かにあると思います。地元の業者ができるもの、部品の搬入とか納入とか、そういうところのほうは私どものほうでも、現在もですけれども、できるだけ地元でできないかなということで考えて発注に努めているようなところでございます。

○委員（池田綱雄君）

そのようにできればいいのですけれど、恐らく決まるのですよ。だから応募資格17のうちの8者は、1者しか応募していないということはもう決まっているから、よそは入れないわけですよ。だから、もしこれが良いというならば早めに設計屋さんに行って、東京のほうに言ってもらえれば良いと思うのだけれども、そうしないと言いなりになるのですよ。検討してください。

○委員（新橋 実君）

これは最初からランニングコストまで含めた入札をさせれば良い訳ですよ。今までの実績もあるわけだから10年から20年間でどれぐらいの費用が掛かるということを含めて業者を選んで10者ぐらいの業者を選んで10年間であればこのぐらい掛かりますよと、そこまで含めた金額で入札までさせて、それを応分に応じてお金を払っていくそのような形で入札すれば一番良いわけです。分かりやすいから。それを途中でランニングコストが一遍に6億円まで上げれば困るわけですから、そういうことはできないですか、部長。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど申し上げました南薩地区の衛生管理組合の公告におきましても、建設施設の整備それから運営についても含めての総合評価ということですので、長い期間、今言われたような15年とか20年の期間の運営費まで含めて比較をするということになります。

○委員（新橋 実君）

是非ともそのような形でお願いします。あと、国民体育大会の推進事業で今回8億4,159万5,000円あるわけですけれども、国体が開かれるということ望んでいるわけですけれども、これには競技者だけではなく、いろいろな応援に対する宿泊客やいろいろな方が来るわけですが、その辺についてはどういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。宿泊の関係とそれに関する運送とか、その辺については、この課が担当していると思うのですけれども、どういう形で考えていらっしゃるでしょうか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

宿泊の件ですけれども、宿泊につきましては県のほうが合同配宿センターというのを設置しております、今回の頂いた実行委員会への負担金の中に、実行委員会から県のほうにその費用を払って選手、監督の配置については配宿をしていただくというような形になります。輸送の関係ですけれども、選手、監督の輸送については計画輸送という形で、今、うちのほうで輸送計画、全体的な輸送計画というのを作っております。その輸送計画の中で、計画輸送というものを選手、監督の中では持っていく形になります。また、一般の方々輸送につきましては、シャトルバス等での計画をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

選手等にはもちろんしっかりとした対応をしてもらわないといけないわけですが、一般の方がどれくらい来られるかはなかなかみえないわけですが、霧島市で宿泊客を予想して対応できるのか、鹿児島市からも結構な時間が掛かるわけですから、その辺の対応策というのは取られていますか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

宿泊につきましては、配宿センターと連携をとって話をしておりますけれども、おおまか霧島市内で配宿ができるようでございます。ただ、どうしても一部、協議の中でシングルを求められる選手の方々いらっしゃるしまして、霧島市内の宿はシングルが余り多くございませんので、その一部が霧島市外に配宿されるという形になるかもしれません。輸送につきましては、一般の客につきましては大きな駅であるとか、国分シビックセンターのお祭り広場を拠点として、そこから各競技会場のほうに輸送をするような計画をしているところです。

○委員（新橋 実君）

国体については、いろんな競技があるけれども十分対応ができています。輸送計画についても一般の市民の方や応援の方がみえても十分対応できているということで理解していいですね。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

市民の方々には事前に広報等でお流しするような形をとらせていただきたいと思いますし、また霧島のほうに訪れていただいた方々にも御不便を掛けたくないような計画を作ってまいりたいと思っております。

○委員（仮屋国治君）

27ページの競技運営費6億6,900万円の内訳のところ、競技運営費が6競技でいろいろあるわけですが、意外だなと思う数字もあるわけですが、ハンドボール、剣道、馬術などは1億円超えになっておりまして、この辺の積算方法とか積算根拠といいますか、どのようなところからこういう数字が出てきているのかを教えてください。

○国民体育大会推進課主幹（笹峯毅志君）

国体運営費の中の競技に関する部分についてお答えいたします。ハンドボールと馬術と剣道につきまして多額であるということですが、ハンドボール競技につきましては、会場が5会場に分かれます。そのため各会場の施設整備費に特に費用が掛かるということで、このような金額になっております。それと馬術競技につきましては仮設で運営をさせていただきます。元々なかった所に建物を建てる関係上、そちらに係る経費について多額になっているところがございます。それと剣道競技につきましては、牧園アリーナの一会場で実施するわけですが、控室等の各部屋が不足しておりまして、特に練習場、それと男女の控室等をグラウンドのほうに仮設で造らないといけない関係上、そちらに費用が掛かるということでこのような金額になっております。それとゴルフ競技につきましては、二会場で施設は整っているのですが、7,000万円ほど掛かります。これにつきましては、ゴルフ場に係る補償費、営業補償等が半分ぐらいを占めているところがございます。

○委員（宮内 博君）

8ページの塵芥処理費の関係でお尋ねをしたいと思います。ここに資源ごみの分別収集の推進事業費が計上をされておりますけれども、均等割、世帯割等を含めて前年度の当初よりも全て減になっているわけです。対象世帯、自治会数等ですね。その辺の根拠についてまずお示しをください。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（轟木保貴君）

資源ごみ分別収集推進補助事業につきまして、年々、申請件数というのは、市内でも世帯数等が減っている関係で、申請も減っている状況です。平成28年度が申請世帯件数4万894件、平成29年度が4万556件、平成30年度が4万417件と年々減ってきている状況でありますので、今回、分別収集補助事業の予算の件数もちょっと減らしてお願いをしたところでございます。

○委員（宮内 博君）

これは自治会の組織率と比例をしているというようなことになっているのではないですか。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（轟木保貴君）

申請自治会のほうも年々減ってきておりまして、平成28年度が828件、平成29年度が826件、平成30年度も823件と若干であります減ってきている状況もありますので、自治会の加入率などの影響もあるかと思っております。

○委員（宮内 博君）

それと同時にプラスチックのごみの行く先というのも大変厳しい状況になっているのではないかと思いますけれども、今までは中国に全国で150万tぐらい出していたということはあるのですが、そういうのが止められている状況等もあるのですが、令和2年度はプラスチックごみの処理先については、どんな検討をなさっていらっしゃるのですか。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（轟木保貴君）

プラスチックごみにつきましては、公益社団法人日本容器包装リサイクル協会のほうにお願いをしておりますので、そこは前年度と変更ございません。

○委員（宮内 博君）

処理先の関係についてお尋ねをしているのですが、実際に資源としてきちんと生かされているところまで確認がなされているのですか。その状況が随分変わっているという状況にありますけれども、その辺の変化というのはどのように把握しているのでしょうか。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（轟木保貴君）

処理先のほうは国の入札で処理請負業者が決まったところに搬出をしていますので、私どものほうで直接その現場に見に行くということはないのですが、年1回、私どもが出したごみが適正に処

理されているか、品質はどうかという検査には毎年行っております。

○委員（宮内 博君）

プラスチックごみの扱いについては世界的な環境変化というようなことですよね。それが資源ごみとして回収されて最後にどういう形態になっているのかというのは、ぜひつかんでいただいて、次の機会に報告いただけるように、これはお願いしておきたいと思います。それと、先ほどの自治会の組織率の減少ということについてでありますけれども、組織率は6割を切っているという報告はこれまでされてきているわけでありまして、自治会に入っていない人のごみの処理の在り方をどうするのかということは、都市化が進めば進むほど本市がこれまでの対応を考えていかなければいけない、そういうことが求められてきていると思うのですけれども、これまでも自治会によっては、年1万円のお金を自治会に払ってくださいと。それでないと受け入れませんよとか、そういう傾向が年々強くなっているように見受けられます。それで、実際にそれがどんな状況になっているのかというのは調査をされたのでしょうか。また新年度でそういう調査をして対応を考えているのでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

自治会に入っていない方々が自治会が設置されているごみステーションに月500円とか年1万円とか払った形で収めさせていただいているというのをお聴きしているところでございます。私どもとしまして、自治会未加入者の方からお電話なり、窓口に相談に来られるときには、できるだけ近くのごみステーション入れさせていただけるかどうかということで、その自治会のほうにお願いしていただけないでしょうかということ、こちらからも御相談しているところでございます。ただ、何世帯の方が未加入者で自治会のほうに出されているかというのは調査したことはございません。

○委員（宮内 博君）

自治会には4割の方が未加入なのです。常にごみの出し方によって自治会と未加入者とのトラブルというのは、毎年報告されている状況にあるのです。ですから、それはぜひ実態を調査していただきたいと思うのです。なぜかという、廃掃法の関係では、ごみ処理というのは自治体の役割であって、そのために市民の皆さんは税金を払っているということになっているわけです。ですから二重に負担を求めているということが本当に合法なのかという点で、全国でも問われている問題でもあるわけです。ですから、私の知っている人でも憲法上の問題だということで、裁判も考えているとおっしゃっている方もいらっしゃいます。ですから、やはり霧島市は都市化が進んでいるまちの一つでありますから、ぜひ、そのことはきちんと対応できるような調査もしていただいて、そしてどうするのか。お隣の伊佐市では、前にも申し上げましたけれども、自治会未加入者専用ステーションというのを市役所の中庭に設置してあるのです。菱刈庁舎にもそういうのを設置してあると。だから全県的にもそういう動きがあるというのはこれまでも報告されているところでありますから、新年度そういった取組も計画があるのかどうかお聴きしておきます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

自治会未加入者のためのごみステーションをつくるということについては、今のところ私どもでは検討は致していないところですが、私どものほうに聴こえてくるのは、そういう未加入者のごみステーションをつくってしまうと、自治会離れが促進されるということも、市役所内部ではなくて外からも聴こえているところでございますので、そのところはじっくりと考えていかなければいけないのではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

例として申し上げましたように、県内でもそういう独自のステーションを設置しているところが

あるのですよね。そういうところは自治会の組織数が設置する前よりも減ったという報告があるわけですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

実際にどれだけ減ったという数値というのは近隣自治体からも聴いていないところでございます。ただ関連で、隣の始良市等に確認をしたこともございますが、やはり、自治会に入っていない方とのトラブルがあるということでお伺いしているところでございますので、造ってしまってそれでいいのかということもありますので、またじっくりと考えてさせていただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

きちんと後ほどその取組を報告できるように、これは要請しておきたいと思えます。もう一つ、戸別回収の件について、一般質問で取り上げましたけれど、そのときには私としても情報を得ておりませんでした。その後、高齢者であるとか障がい者の方だとかで、ごみ出しが困難な世帯に対する戸別回収の件について、2020年度の4月から特交の対象になるという新しい制度が発足する予定になっておりますけれども、その情報は得ておりますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

特交の件については情報は得ております。

○委員（宮内 博君）

それに必要な経費について特別交付税で措置をしていくというようなことでありますから、全国的にもそういった取組が進んでいるということではないのかなと思うのです。ですから、そのことも含めて新年度対策を要請したいと思えますけれども、いかがですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

高齢者等の戸別収集でございますけれども、一般質問で宮内議員から御紹介がありましたように、県内では鹿児島市が昨年7月から導入しております。私どもも検討しなければいけないと思っておりますのが、鹿児島市での対象者の問題もございまして。これは身障者の手帳を持っていらっしゃる方とか、高齢者で介護の認定を受けていらっしゃる方とか、いろいろ条件等が厳しいものもございまして。まずは、この対象者がそれでいいのか、認定をもらっていない方が利用できないのか、そういうものもございまして。もう一つ、一般質問のときに答弁させていただきましたけれども、2階建て以上の共同住宅の場合なのですけれども、2階以上に住まれている方の入口ですね。鹿児島市は玄関先を想定されております。そこにポリバケツを設けてそこに置いて、それを取りにくるということもございました。私どもも改めて鹿児島市に現状を見にいきたいとは思っているところなのですけれども、共同住宅の場合に、通路上にポリバケツを置いたら通路が狭くなってしまいます。万が一のときに狭くなった状態でいいのかという問題、火事とかで逃げるときどうなのかとか、あとは、それを収集する計画ルートで回っているのですが、その途中で拾っていくということもございまして、出される時間帯がどうなのかというものもございまして、ここは先進地の鹿児島市の事例をじっくりと観察していきたいと思っております。7月から始めまして鹿児島市のほうでも想定していなかった課題等が見えてきている頃ではないのかなと思っておりますので、そういうことも問い合わせながら、一つ一つの疑問点を解決していきたいと思っておりますのでございます。

○委員（平原志保君）

11ページの暴力の根絶推進事業のところなのですが、先ほど委託料のところの問合せのときに、コラソンという団体と隼人のほうは推進委員の方がされるということで、業務委託の費用が出ているのですが、こちらは外部の業務委託になるわけですがけれども、今までは子育て支援課などが対応されていたということで、以前、私もDV関係で相談を受けたことがありまして、そのときにやはり住民票を見られなくするとか、市役所内での手続きとかもやっていただいたことがあったのです

けれども、このように業務委託で外に出したことで、相談するところまではできると思うのですけれども、そこから対応となった場合には、どこが何をやっていくのかなと思ったので、詳しく教えてください。

○市民課主幹（福永義二君）

これまではいろいろなところが関連で連携を取りながら対応いたしておりましたが、来年4月1日からこども・くらし相談センターにじいろが開設いたします。そちらに配偶者暴力相談支援センターを併設することとして、先日の施政方針でも市長が述べたところでございます。配偶者暴力相談支援センターは、配偶者による暴力の被害を支援する中心的な機関となっております。今後は保健福祉部のほうに配偶者暴力相談支援センターが設置されますことから、そちらが中心になって、先ほども相談のところで一部お答えいたしましたけれども、緊急に相談が必要な場合、あるいはその身柄の保護であったりとか、委員からございました市民課のほうに住民票を見られなくなるようにするような手続きであったりとか、そういったところも含めて、そちらが中心となって支援をしていくというような体制を整えているところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

関連です。今までもDVの相談に対する支援はしてもらっていましたが、その配暴センターを設置することによって、どういう成果が期待できるのかなということでお尋ねいたします。

○市民課主幹（福永義二君）

これからどのようなことができるかということにつきましては、現在、事業実施要綱を検討中でございます。策定中でございますので、あくまでも予定ということで御紹介したいと思うのですが、配偶者暴力相談支援センターが果たす機能というものがございます。こちらにつきましては、相談又は相談機関の紹介、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供、また被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、こういったものがございます。また、配偶者暴力相談支援センターに相談しましたよという証明書を出すことで、例えば国民健康保険の保険証が、世帯分離されていない状態でも分離できたり、あるいは子供の関係の手当の振込先を変えることができたりとか、そういったことができるようになります。ここにつきましては、現在調整中でございますので、ここまでできるかどうかについては、また保健福祉部のほうの事務の進み具合にもよるのですが、私どもとしてはぜひ進めていただきたいということで調整を進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

12ページの市民課の負担金補助及び交付金の関係についてお尋ねいたします。これは 個人番号カードの交付事業費ということでの計上ということでありまして、費用が非常に大きいですよ。7,459万9,000円と。この内容をお示しいただけませんか。

○市民課長（東中道泉君）

これはJ-LISという地方公共団体情報システム機構への補助金ということになるのですが、こちらにはカードの作成費用とか、問合せへの対応をしていただく経費とか、カードの運用に関する状況とかの管理などを行っていただいているわけですが、そこに対する補助金ということになります。全ての費用を人口割等で計算して負担するということになります。国からの補助金ということになります。

○委員（宮内 博君）

金額的にも大きいのですけれど、2021年を一つの照準にして2020年から、かなり、この取組が強化されるということになっているのではないかと思います。一つには、そのデジタル手続法というのが昨年成立していますよね。それは暗証番号も入力しないで、庁舎内で扱うデジタル

情報については、紙媒体でなくてオンライン化が可能になるという、そういう問題も含んでいるわけですが、そういうことを実際に霧島市としても戸籍事務であるとか、あるいは健康保険証等への導入であるとか、そういうのを進めていくための準備ではないのかなと思うのですが、その辺の関係についてはいかがなのでしょう。

○市民課長（東中道泉君）

今後、いろいろな形で、ポイント制度とか保険証のことも令和3年3月からは利用の開始も予定されているようなのですが、全庁的な取扱いの内容に関しては企画政策課のほう、全体的なことはまた構想ということがあがってくるのですが、今回の来年度のこれについては、それではなくカードの交付に関することなので、交付に関わることの一連の経費という、先ほどのカード運用の管理とか、そういう内容の負担ということになります。

○委員（宮内 博君）

私が申し上げた令和3年度からのそういういわゆるデジタル手続法を踏まえたものというのは、この中に入っていないという見解であるようですが、ただこの間、国家公務員、地方公務員等にマイナンバーカードを全員が所持するようという取組が、国主体で進められてきているわけです。それを現在15%ほどの保有率をぐんと引き上げて、2021年度に備えていくという、そういうことも背景にあるのではないのかなと私自身は考えているわけです。それは、その背景には新しい法律が国会を通過しているということがあるものですから、そういうことから申し上げているわけですが、実際にデジタル手続法では、庁舎内のオンラインで結び付ける場合に、暗証番号の入力を要しないで利用できる方式が、現実に進められるという法律の内容になっているということが問題点として指摘されていたわけですが、まだそこまでの情報は得ていないということでしょうか。どなたかそのことについてお答えできる方がおいででしょうか。

○市民環境部長（橋口洋平君）

今後の当初予算で計上してある部分は、先ほど課長が申しましたように、マイナンバーカードの交付に係る、例えば臨時職員の人件費でありますとか、そういった分を今度の予算の中に上げておりまして、この負担金を払う分につきましてはJ-LISのほうから手続き等もいろいろやってもらって、その分に対する負担金でございます。ですから市民課としましては、あくまでも交付に対する業務をやっておりますので、例えば保険証に使われるとか、年金の事務の紐付けとか、そういった形につきましては、こちらとしては情報を得ていないというところでございます。

○委員（宮内 博君）

情報を得ていないということであれば、本来なら企画のほうで聴かなければいけないことだったのですかね。そういう法律的な動きもあつてのことであることに間違いはないだろうと思うのです。ですから、ぜひその辺の情報については共有をしていただくように、これはお願いしておきたいと思います。14ページの部落解放同盟に対する補助金の関係ですけれど、昨年からすると3万円減額になっているのですよね。私としては、一般事業に移行したのだから、特別扱いをすべきではないんだというふうに申し上げてきているところでもありますけれども、残念ながら、令和2年度もこういう形で入っています。それで部長にお尋ねいたしますけれども、部落問題は解消の方向に既に向かっているのですけれども、実際に、どういう形で霧島市として取り組んでいこうと考えているのか、その辺の基本的な次年度の取組を御紹介いただきたいと思います。

○市民環境部長（橋口洋平君）

部落差別につきましては、委員がおっしゃいますように、同和対策の特別法は既になくなっていくわけですが、昨年、市民課のほうに同和地区はどこですかという内容の電話があったところですが、そういったことについては、お答えできないというふうに回答いたしましたけれども、依

然として、部落差別というのは残っていると。まだなくなっていないと思っております。そういったことありまして、市民課、学校教育課、社会教育課の職員で改めて研修に取り組んで、そういった電話の対応でありますとか、そういったことについて学んだところでございます。結婚差別とか、個人的に悩みを抱えていらっしゃる方は実際にいるとお伺いしております。3年ぐらい前に、部落差別解消推進法という法律が施行されております。これはまだ3年くらい前なのですが、こういった法律ができること自体、まだ部落差別というのは残っているということを国としても認識しているのではないかと考えております。本市と致しましても、あらゆる人権課題の解決を目指して研修を実施して啓発していく予定ですが、同時に学習活動、それから研究集会の開催等に自主的に取り組んでいく団体との活動も支援していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

先日、現地調査を致しました。隼人中学校にも行ってきました。正門の正面の所に看板がありまして、人権同和協力校でしたか。いわゆる全ての人権の上に同和の冠を付けないといけないという、これ一つをとっても、特別扱いにしている表れではないのかなと思うのです。ですから、確かに人権問題の一つだというのは私も認識をしておりますし、徳川時代からあった差別が、ずっと続いてきた。そして同和对策事業特別措置法もなくなったというように、発展を続けているわけがありますので、そういう観点で、ぜひ取組を進めていただきたいと思っておりますので、この冠を付けなければいけないところからでも少し議論をお願いしたいというふうに思いますが、その件についてはどうでしょうか。

○市民環境部長（橋口洋平君）

先ほども申し上げましたけれども、国がその法律を作ったまで、まだこの差別は残っていると。新たにネット差別でありますとか、地名総覧等がネット上に出ているというような話も聞きます。いろいろな人権がありますが、大きな人権問題の一つとして、先ほど委員もおっしゃいました江戸時代から続くといったいわれのない差別というのがあります。そういったことについて、そういった歴史があったんだということを知らしめていくというのは大事なことだというふうに思っておりますので、この補助金につきましても御理解いただきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

平行線ですからこれ以上は申し上げませんが、私は議員になって40年近くになりますけれど、この間ずっと、一番入口の段階から、そここのところの政策提起や論争をしてきた一人であります。大変でしょうけれど、引き続き継続をさせてもらいたいと思っております。それで同じ人権の問題ですけれど、11ページの男女共同参画社会の関係についてであります。先ほど男女の違いなく、取り扱っていきと。多様性を認めるということですが、本市の様々な届出の書類には、性別の記入欄があると思っておりますけれど、これも一つの動きとして、性別記入欄をなくすという動きが全国的にも広がっているのですけれども、霧島市は新年度どういうふうに対応していく予定ですか。

○市民課長（東中道泉君）

以前も一般質問等を頂きまして調査をしているところですが、改めて、庁舎内に声を掛けて、あえて必要ないものはないということで、もう一回見直してもらおうというような話をしているところです。その後の取組の仕方については、男女共同参画審議会、それから人権のまちづくり会議等に諮って、こういう形で進めようかということをお伺いしようと考えているところです。

○委員（宮内 博君）

それは準備の段階と。必要性は認めているけれども、着手していないと。着手するための準備を進めているということで理解していいですね。

○市民課長（東中道泉君）

昨年の調査の時点で、既に見直しているところもありました。今後、進めていきたいと考えています。

○委員（新橋 実君）

1点だけ聴きます。18ページ、学校体育施設開放事業で、利用団体はどれぐらいありますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

平成30年度の利用者数でございます。人数でいきますと、小学校で14万4,146人、中学校で3万2,855人、合計17万7,001人。団体数につきましては、後ほど答弁したいと思います。[47ページに答弁あり]

○委員（新橋 実君）

以前、教育委員会に聴いたら分からないということでしたが、使われている学校施設はどれくらいありますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

小学校で26校、中学校で9校、合計35校で学校開放を実施しております。

○委員（新橋 実君）

管理はどこがされていますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

基本的には各小中学校にお願いをしているところでございます。主には教頭先生に管理をさせていただいております。

○委員（新橋 実君）

時間帯は、各学校でまちまちと聞くのですが、その辺の指導とかはなされていますか。時間は大体何時から何時となっていますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

始まりは、基本的には、中学校ですと部活動が終了した時間当たりからで19時くらいが多いようでございます。小学校の場合は17時あるいは18時という早い時間からの利用があるようでございます。終了時間は21時半で終了する学校、22時まで開放している学校があるということでございます。

○委員（新橋 実君）

この時間がまちまちだということで、時間をできるだけ統一していただきたいということで、その利用料は時間で決まっているのですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

利用料は1時間当たりで決まっています。

○委員（新橋 実君）

時間当たりで決まっているのなら、先ほどいったように、21時半で終わると22時で終わるのは、利用する方も片付ける時間もあったりするわけですから、なかなか大変だということです。その辺で時間をしっかり決めるとか、そういうことはできないものですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

この学校開放の事業につきましては、小中学校ごとに運営協議会というのをつくっていただいております。時間につきましては、各小中学校で利用者や学校長と教頭先生と地域の実情に応じて、終了時間を決めているところでございまして、市のほうでは、それに基づいて地域の事情を鑑みながら対応しているところでございますので、今、委員御指摘のとおり、終了時間の違うところがあるのは事実でございます。

○委員（新橋 実君）

前は、教頭住宅が近くにあつて、終わったら教頭先生が戸締りに行ったりということのできたの

ですけれど、今、なかなか大変だという話も聞くわけですから。そういうこともあったりして、時間がまちまちなのかなと思うわけですから。利用する方も非常に大変だという話も聞くわけですから、その辺を学校側とも話をさせていただいたり、学校ごとにいけば、21時半であったり22時であったりすれば、使う人もなかなか大変だというような話も聞きますので、張り紙をすることもでしようけれど、しっかりと周知徹底を図っていただいて、17万人以上の方が利用しているわけですから、立派な施設になっているわけですから、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。要望しておきます。

○委員（池田 守君）

22ページ、体育施設維持管理事業ですけれども、国分小学校のナイター電柱の取替え費用が554万円組んでありますが、どのような理由ですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

昨年9月に岐阜県内の小学校におきまして、運動場の電柱が倒壊したという事案がございました。これに基づきまして市のほうでも、小学校にあるナイター等の電柱、それか運動施設などのナイターを全て目視による調査を致しました。その中で、ひび割れを起こしているものが幾つかあるのですけれども、ポールに電柱番号が書いてございまして、そこを専門業者に紹介いたしましたところ、国分小学校のポールがちょっと古くて、具体的には1980年製でございますので、約40年ほどということございまして、ここのポールが過去において倒壊の危険性が高いと思われる電柱というような話がございまして、早急に、この部分から取り替えたいと考えているところでございます。

○委員（池田 守君）

40年くらい経過しているということで、ある1社の電柱がということでしょうけれども、同じこの時期に結構多くの小学校、中学校で、特に小学校でナイター設備が整備されたのですけれども、ほかの所のそういった調査も進んでいますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

市内の全ての小中学校の運動場の照明関係の電柱につきましては、教頭先生を通じて目視で電柱番号を全部調べてもらいまして、確認したところでございます。特に早急に問題のあるようなものはございませんでした。ただ、小中学校はそうですけれども、社会体育施設におきましては、一部、ひび割れがあるものもございまして、その辺を今後、調査しながら、対応すべきものは対応していけばというふうに考えているところでございます。

○委員外議員（植山利博君）

8ページのごみステーション設置費等補助事業ですけれども、可燃ごみで11か所、資源ごみで14か所あるのですけれども、これは整備費ですか、それともどういう性格のものですか。

○環境衛生課廃棄物対策G長（轟木保貴君）

資源ごみ、可燃ごみステーションの新設及び修繕も含まれております。

○市民活動推進課主幹（末満伸太郎君）

2点ほど訂正と御報告をいたします。先ほど、宮内委員から御質問のあった自治会長の継続している自治会と新規の自治会、平成29年度から平成30年度におきまして27.6%が継続をしております。平成31年度に対しましては25.1%、先ほど約半数ほどというような表現をしましたが、公民館長の継続のほうとイメージがダブっておりまして、そのように表現いたしました。あいまいな表現をいたしましたことを訂正してお詫び申し上げます。よって、今後は、相談等があった場合には、地域に出向いていくなどして補助制度について説明をするなど、より寄り添った形で自治会長への支援をしてまいりたいと考えております。それともう一点、先ほど新橋委員から御指摘のありましたまちづくり委員会へのサポーターの参加ですけれども、ヒアリングの会議のほうには、ほぼ100%のサポーターが参加しておりますが、委員会への参加については、先ほど数名のサポートにお聴き

しましたところ、参加していないという職員がおりましたので、御指摘ありましたように、今後は庁内メール、グループウェア等を利用して、各職員には積極的にまちづくり策定委員会に参加をするように要請をしてみたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時36分」

「再開 午後2時55分」

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について（商工観光部）

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。最初に上小園主幹から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

先ほど新橋委員から学校開放の利用団体数のお尋ねがございましたけれども、小学校で190団体、中学校で64団体、合計254団体に利用していただいているところでございます。

○委員長（木野田誠君）

次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（武田繁博君）

議案第17号、令和2年度霧島市一般会計予算のうち、商工観光部関係の概要について、御説明いたします。商工観光部の令和2年度当初予算は、商工業・観光業の振興に要する経費を始め、創業しやすい環境の整備、企業誘致の推進、ふるさと納税の促進、霧島ブランド価値向上、関平鉱泉水の販売促進などのほか、観光客の誘致及び観光施設の維持管理、ジオパーク活動の推進等に要する経費について計上しています。第二次霧島市総合計画の六つの政策における主な事業として、「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」については、商工業資金利子補給事業、新規創業・第二創業促進支援事業、ふるさと納税促進事業、観光バス運行事業に要する経費を、「みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり」については、消費生活相談事業に要する経費を、「市民とつくる協働と連携のまちづくり」については、シティプロモーション推進事業に要する経費を、計上しています。以上、商工観光部関係の概要を説明しましたが、詳細につきましては、各担当課長が説明しますので、御審査くださるようお願いいたします。なお、各課において説明いたします予算関係資料等の関連するページについては、各課口述書の前段に明記しましたので、御確認ください。

○商工振興課長（池田豊明君）

商工振興課関係について、御説明いたします。歳入の主なものについて、御説明いたします。令和2年度予算に関する説明書の73から74ページの（款）県支出金（項）県補助金（目）商工費県補助金の地方消費者行政活性化補助金261万9,000円は、消費生活相談事業に係る県からの補助金でございます。歳出の主な事業について、御説明いたします。説明資料については、令和2年度予算に関する説明書の169～170ページ及び189から192ページ、令和2年度一般会計予算説明資料の1から9ページになります。一般会計予算説明資料で、御説明いたします。1ページをお開きください。働く女性の家事業費については、働く女性等の福祉の増進を図るための「働く女性の家維持管理事

業」など、1,113万4,000円を計上しています。2ページをお開きください。労働施設費については、丸岡会館等の管理運営に係る指定管理者への委託料など、1,494万2,000円を計上しています。3から4ページをお開きください。商工総務費については、2億6,316万7,000円を計上しており、主なものとしまして、商工観光部職員31名分の人件費、霧島ふるさと祭や霧島国分夏まつりの実行委員会の活動を支援するための補助金や消費生活のトラブルに関する相談業務等を行う消費生活相談員3名分の人件費などです。5から6ページをお開きください。商工業振興費については、8,235万5,000円を計上しており、そのうち商工振興課に関する予算は、8,168万4,000円となります。主な事業として、市内の商工業者の経営安定を図るため、制度資金借入れに対する利子補給補助を行う商工業資金利子補給事業に4,301万9,000円、市内商工団体の活動を支援するため、霧島市商工会活動支援事業に1,444万3,000円、霧島商工会議所活動支援事業に716万8,000円の補助金をそれぞれ計上しています。中小零細企業の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図るため、販売促進などへの取組を支援する霧島市中小零細企業持続化支援事業に306万6,000円を計上し、そのうち、特定財源として、ふるさとときばいやんせ基金繰入金から300万円を充当しています。また、家賃補助の交付や、創業支援と一体となった民間主導・公民連携のまちづくりを推進し、より戦略的かつ実践的な事業として確立するために、リノベーションまちづくり推進に係るガイドラインの策定業務など、新規創業・第二創業促進支援事業に1,283万6,000円を計上し、そのうち、特定財源として、地方創生推進交付金から500万円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金から780万円を充当しています。8ページをお開きください。企業誘致推進費については、1億6,141万8,000円を計上しており、企業誘致対策事業に、雇用創出をはじめ、地域経済の活性化のため、積極的に企業誘致活動を展開するための経費844万8,000円を計上するほか、立地企業支援事業に、工場立地等を促進するために必要な助成措置を行うための、工場等用地取得費補助金や施設設備費補助金など、1億5,185万円を計上しています。9ページをお開きください。学生就職支援プロジェクト推進事業に、高校生や大学生等が市内の企業を知る機会として、合同企業説明会や工場等見学会などの開催に係る費用として、112万円を計上し、そのうち、特定財源として、ふるさとときばいやんせ基金繰入金から110万円を充当しています。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

霧島PR課関係について御説明いたします。歳入の主なものについて、御説明いたします。令和2年度予算に関する説明書の77から78ページの(款)18財産収入、(項)1財産運用収入、(目)2利子及び配当金、(節)1基金利子のうち154万9,000円は、霧島市ふるさとときばいやんせ基金に係る利子、81から82ページの(款)19寄附金、(項)1寄附金、(目)2指定寄附金、(節)1指定寄附金のうち5億8,000万円が、ふるさと納税に係る指定寄付金でございます。次に、歳出の主な事業について、御説明いたします。説明資料については、令和2年度予算に関する説明書の113ページから114ページ及び189ページから194ページ、令和2年度一般会計予算説明資料の10ページから13ページとなります。まず、霧島ふるさと元気再生事業費について、令和2年度一般会計予算説明資料の10ページをお開きください。霧島ふるさと元気再生事業費は、全体で11億5,624万8,000円を計上しており、そのうち8億7,530万7,000円が霧島PR課関連の予算です。ふるさと納税促進事業の8億6,601万7,000円は、地元企業等とタイアップし、お礼の品として地元特産品等のPRを行い、地場産業の振興を図るための返礼品に係る経費のほか、寄附金等を基金に積み立てるものです。「地域資源プロデュース事業」の929万円は、国の地域おこし協力隊の制度を活用し、地場製品のブランド化や販路の開拓・拡大などを図るための経費となっています。次に、観光費について説明いたします。予算説明資料は12ページとなります。観光費は、全体で1億2,721万6,000円を計上しており、そのうち5,605万8,000円が霧島PR課関連の予算です。主な事業としましては、12ページ中段にありますとおり、

市内の産学官各種団体で構成している霧島ガストロノミー推進協議会が推進する霧島の食ブランド価値向上事業に1,011万円を計上し、特定財源として地方創生推進交付金467万5,000円を充当しています。また、次の12ページ下段から13ページにありますとおり、観光客の二次交通の充実を図ることを目的とした観光バス運行事業に3,285万9,000円を、スポーツキャンプ等の誘致活動を推進するための運営補助として、スポーツ団体誘致歓迎実行委員会運営事業に190万円を、さらに、褒め合うまちへをコンセプトとしたキラシマイスター活動を推進するとともに、メディア等の活用による情報発信を行う経費としてシティプロモーション推進事業に686万2,000円を計上しています。以上で、霧島PR課の説明を終わります。

○関平温泉・鉱泉所所長（徳永健治君）

関平鉱泉所関係について、御説明いたします。まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。令和2年度予算に関する説明書53から54ページの（款）15使用料及び手数料、（項）1使用料、（目）1総務使用料、（節）1行政財産使用料のうち73万7,000円が、特産品販売所使用料等で、同（款）同（項）同（目）の（節）5関平温泉使用料が、2億5,070万4,000円でございます。次に、77から78ページの（款）18財産収入、（項）1財産運用収入、（目）2利子及び配当金、（節）1基金利子のうち23万3,000円は、関平鉱泉施設整備基金利子でございます。次に、85から86ページの（款）20繰入金、（項）2基金繰入金、（目）2特定基金繰入金、（節）5関平鉱泉施設整備基金繰入金が、6,078万円でございます。次に、97から98ページの（款）22諸収入、（項）5雑入、（目）2雑入、（節）9雑入のうち6,853万6,000円が、鉱泉水宅配送料などがございます。次に、歳出の主要な事業について、御説明いたします。令和2年度一般会計予算説明書の14ページをお開きください。関平温泉施設費は人件費993万円、関平鉱泉販売・管理運営事業3億7,032万3,000円、合わせて3億8,025万3,000円を計上しております。令和2年度につきましては、通常の販売促進計画に加え、販売促進キャンペーン業務として関平鉱泉所のホームページに誘導するために、競合マーケットに特化したアプローチ手法として比較サイト等を製作し、広告のリンク先とすることで、より効果的な販売促進を図ってまいります。なお、関平鉱泉所関連の歳入合計3億8,025万3,000円から積立金を除く関平鉱泉所関連歳出合計3億5,503万5,000円を差引いた2,521万8,000円を単年度収支差額として、関平鉱泉施設整備基金へ積み立てる予定でございます。

○観光課長（寶徳 太君）

観光課関係について、御説明いたします。まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。予算に関する説明書の53から54ページをお開きください。（款）15使用料及び手数料、（項）1使用料、（目）6商工使用料、（節）1行政財産使用料の358万8,000円は、西郷どん村の物産館等の行政財産使用料でございます。次に、77から78ページ、（款）18財産収入、（項）1財産運用収入、（目）1財産貸付収入、（節）1建物貸付料の2,108万9,000円のうち、140万円は霧島温泉市場の建物貸付料でございます。次に、97から98ページ、（款）22諸収入、（項）5雑入、（目）2雑入、（節）9雑入の4億8,618万8,000円のうち、261万円は西郷どん村の物産館の光熱水費使用料でございます。次に、歳出の主な事業について、御説明いたします。一般会計予算説明資料の15ページをお開きください。まず、観光費の一番下に掲載のある観光案内板・電照看板設置事業でございますが、鹿児島中央駅や鹿児島空港等に観光案内板を設置し、鹿児島を訪れた観光客の誘致を図るため、286万1,000円を計上しています。次に、16ページの観光宣伝事業でございますが、イベント等における観光宣伝、観光パンフレット作成による情報提供などにより誘客を図るため、352万2,000円を計上しています。次に、市観光協会活動支援事業でございますが、霧島市観光協会の事業及び運営補助として、2,336万3,000円を計上しています。次に、観光客誘客事業でございますが、観光関係団体や商工会議所、商工会、地域活性化団体等で組織する実行委員会と協働し、官民一体となった誘客を図るた

め、650万円を計上しています。次に、17ページの日当山観光案内所管理運営事業でございますが、日当山西郷どん村内に観光案内所を設置し、観光案内業務と更なる観光促進を図るため、霧島市観光協会への委託料として、1,010万9,000円を計上しています。次に、初午祭開催支援事業でございますが、初午祭実行委員会の運営補助として、245万3,000円を計上しています。次に、19ページをお開きください。施設管理費の市内各種観光施設維持管理総務事業でございますが、市内の各種観光施設に係る維持管理経費として、2,322万円を計上しています。次の観光案内所管理運営事業から21ページの浜之市ふれあいセンター管理運営事業については、市内12施設の管理運営事業として、総額7,364万7,000円を計上しています。以上で、観光課の説明を終わります。

○霧島ジオパーク推進課長（竹下淳一君）

霧島ジオパーク推進課関係について、御説明いたします。歳出について、御説明いたします。説明資料については、令和2年度予算に関する説明書の195から196ページ、令和2年度一般会計予算説明資料の22ページになります。一般会計予算説明資料で、御説明いたします。22ページをお開きください。（款）7商工費（項）1商工費（目）6霧島ジオパーク推進費の122万2,000円の内訳は、霧島ジオパーク推進連絡協議会への令和2年度分の負担金です。（節）の内訳は、19負担金補助及び交付金として、同額の122万2,000円を計上しています。令和2年度の協議会への負担金の内訳は、第11回日本ジオパークネットワーク全国大会を始めとする大会や研修会への参加、子ども火山スクールやガイドのスキルアップ研修などの開催、日本ジオパーク認定10周年に関する事業など、ソフト事業の通常予算分108万7,000円、及び世界ジオパーク認定を目指すことを視野に入れた活動として、第9回ユネスコ世界ジオパーク国際会議への参加経費として特別予算分13万5,000円となっています。以上で、霧島ジオパーク推進課の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

予算の説明資料の17ページの初午祭への支援事業について、この245万3,000円ですが、昔からすると飼育する農家が少ないわけですが、初午祭用に年間飼育されるのは大変な御苦労だと思うのですよ。245万円について、例えば市内の馬が何頭で、市外の馬が何頭で、1頭当たりどの程度支援できるのか。飼育費ですね。大体分かっていたら教えてください。

○観光課長（寶徳 太君）

祭を開催する際に各団体に助成金を出しておりますが、その金額でよろしいでしょうか。

○観光課観光振興グループ長（隈元秀一君）

初午祭の馬主への補助ですが、1頭当たり、馬が2万5,000円、ポニーが1万5,000円です。

○委員（蔵原 勇君）

先ほど申し上げたように、1頭当たり2万5,000円と言われますけれども、好きでないと馬を飼育していけない。本市としては県下の三大行事の一つで、全国からお見えですが、もう少しこの支援というか、馬に対しても保険も掛けないといけないわけでしょう。例えば、馬に保険を掛けていないと、怪我をさせたときに危ないと馬主から聞いたことがあります。できたらもう少し増額できないのかなど。今年度は、この額で組んでありますが、本市としてこの大きな行事を継続していくわけですので、その辺については、今後どのようにお考えですか。

○観光課長（寶徳 太君）

この245万3,000円につきましては、あくまで祭を開催する費用として我々は計上しておりますが、長年の懸案でございます鈴かけ午踊り自体の保存を今後、市内外問わずですが、そこについても検討すべき時期に来ております。実際、今年度につきましては、その組織づくりのための協議は何回

か重ねておりますが、協力いただける経済団体等とも調整を図りながら、まず組織化を図った上で、その馬主に対する助成について、検討してまいりたいと思います。

○委員（蔵原 勇君）

今年も20頭以上の馬が出たと聴いているのですが、天気もあいにくで、やや少なかったようですが、ポニーと大きな馬について、馬1頭当たり、鹿児島神宮から出演料は幾らでるのですか。

○観光課観光振興グループ長（隈元秀一君）

先ほどの金額は、馬主への補助となります。出演団体の補助はまた別にあり、親馬が3万円、ポニーが2万5,000円、御神馬に対しまして10万円、春の市に対しまして10万円補助しております。

○委員（仮屋国治君）

働く女性の家事業費についてお尋ねいたします。年間で何人ぐらいの市民の方が使われているかお示してください

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

平成30年度の実績では、民間1万3,080人となっております。

○委員（仮屋国治君）

体育館の使用、講座の利用とか区分がありますか。

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

平成30年度実績で、和室の研修室が826人、洋室の研修室が565人、会議室が1,333人、調理室が199人、軽運動室が9,362人、相談室が771人となっております。この中には託児の子供は含んでいないので、1万3,056人となっております。

○委員（仮屋国治君）

意外と利用者がいらっしゃると思いましたが、補助金適正化法上での償還期間は、どれぐらいですか。今の段階で、どのくらい残っていますか。

○商工振興課長（池田豊明君）

補助金適正化法については、資料がございませんので、後もって提出させてください。【6月17日分会議録2ページに答弁あり】

○委員（仮屋国治君）

といいますのも、まちなかにある結構な施設なわけですけども、うまく利活用ができていないのではないかという意見もいろいろあったものですから。そのようなところで他に転用するとか、そういう話が庁内の中で進められているようなことはないのかどうか、お尋ねいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

働く女性の家については、当然、建物の維持管理もございますし、ソフト事業ということもあります。サービスの提供の方向性としましては、女性労働者及び勤労者の家庭の女性の福祉の増進を図るために必要なサービスを提供していくということで、その機能は維持していくこととしております。今後につきましてサービスの適正化、事業手法の適正化を図るために統廃合、集約、継続利用、廃止、転用等につきましては検討していきたいと思っております。建物の方向性につきましては、現在、あの建物につきましては、有事の本庁の代替庁舎としても定められていることから、災害対策本部とか行政機能を向上するように今後、改修、更新等について対応等して、検討していきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

令和2年度の商工観光部関係の予算の全体を見てみますと、何を商工観光部として特に取り組んでいくのかという点で、余りその特徴を見出すことができないのですが、まず全体事業費で令和元年度との比較ではどういうふうに商工観光部全体ではなっていますか。

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

商工観光部としての部全体の令和2年度の合計としまして、20億1,388万1,000円計上しています。前年度につきましては20億5,122万2,000円と増減比較としましては、マイナス3,733万1,000円となっています。その大きな要因と致しましては、商工振興課におきまして6,095万円減額しておりますが、これにつきましては立地支援事業の補助金の申請の減によるものとなっております。

○委員（宮内 博君）

全体の部で、こういう大きな減額というのがあったというのは、ありますか。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時28分」

「再開 午後 3時29分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き再開します。

○商工観光部長（武田繁博君）

大きな原因というのは、商工振興課長の言ったような原因ですが、商工観光部として令和2年度に関しまして、ポンチ絵でも示しましたが、記者会見のときに申し上げたのは、リノベーションまちづくり、これに関して力を入れていこうということで予算を計上しております。そのほかの課につきましては、今までの継続事業ということで予算計上しております。

○委員（宮内 博君）

総務部を除けば、減額になっているのは商工観光部だけですね。今回のコロナウイルスの関係で、相当霧島市の観光業というもの、そしてそれに関連する様々なところに影響が及んでいくだろうと思うのです。そういう中で、こういう予算でいいのかなというふうにとりまして、そのことを申し上げているのですけれど、一応、13日に全員協議会で影響等について見解が述べられたところです。全体でもかなりの影響を受けるということで、もっとも大きいのが七十数パーセントという減額ということでありました。全体像は掴むことはできないというふうに思うのですけれども、それらの減額を今見て、どういう対策を市として取っていくのかということが、今後求められてくるというふうに思うのですけれども、そのような観点から、どういう御議論をなさっているのかお示してください。

○商工観光部長（武田繁博君）

今回のコロナウイルス感染症の経済浮揚策につきましては、令和2年度の当初予算編成時にはまだそれほど影響がなかったものですからここに組んでおりませんが、令和元年度の補正、これに何とか間に合えば、霧島は市として何が本当に必要なのかというのも精査中でございます。国の支援員、県の支援というのもほぼ出そろっておりますけれど、これもどんどん今からも追加されていくような雰囲気でございます。その支援等を見ながら、その支援にダブるところがないように、霧島市の地域の特性とか、その辺も考慮しながらどういう支援が必要かというのは今、鋭意検討しているところでございますので、これが令和元年度の補正で間に合えば、それで計上していくつもりでございます。

○委員（宮内 博君）

ということは、国、県の施策はそれで進めるけれども、市独自のどういう支援策ができるのかということも含めて、併せて検討していくと。できれば補正等で対応していくような形で議論しているというふうに理解してよろしいのですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（池田綱雄君）

9ページ、学生就職支援プロジェクト推進事業の中で印刷製本費が35万2,000円、ガイドブックを印刷するということですが、これは何部作って、誘致企業を何社くらい掲載しますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

誘致企業ガイドブックにつきましては、1,000部作成予定でございます。隔年で作成をしておりますけれども、主にこれは学生が見ます。合同企業説明会に来られた学生です。それから企業数はものづくり企業を中心にしておりまして、約90社程度掲載するのではないかと考えています。

○委員（池田綱雄君）

霧島市にも優秀な企業があるわけございまして、大いに宣伝していただきたいのですが、これは学校への配布はどうなっていますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

このガイドブックにつきましては、もちろん高校、大学に配りますけれども、中学校でも社会科の副読本という形で使っているということで、中学校にも配布する予定です。

○委員（池田綱雄君）

高校生、大学生に企業説明会をするというようなことですが、一般質問で言いましたけれども、その中に就職担当の先生たちも入っていますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この高校、大学の場合は、進路指導の先生方と一番連携を密にしないといけないので、そのの方々にも配布をしております。

○委員（池田綱雄君）

ぜひ、就職指導あるいは進路指導の先生方も一緒に参加をしていただきたいと。そういう先生たちが、霧島市の企業の内容を知らない。だから、霧島市に立派な企業があるにもかかわらず、東京、大阪方面に子供さんを送っているというような現実があると思うのです。だから、まず先生方に説明をしていただきたいと思います。要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

6ページの新規創業・第二創業促進支援事業についてでありますけれども、まちなかの賑わいを創出するという形で、この事業に取り組まれているわけです。空き店舗など等を活用した創業支援をするということですが、金額的には、リノベーションまちづくり事業のところを見ますと、家賃補助が前年度と比較して169万7,000円の減額という形になっているわけですが、目指すべき方向性と実際の予算的な裏付けとでは、乖離があると思うのですけれど、当然、実績を見て、こういう形でやっていると思いますが、その辺の経緯を御説明いただけませんか。

○商工振興課長（池田豊明君）

先ほど部長が答弁いたしました。商工振興課としましては、令和2年度リノベーションまちづくり推進事業という形で施策を進めさせていただきたいと思っております。リノベーションという言葉の説明になりますが、よくリフォーム等と混同されるところがあるのですが、リフォームは老朽化した建物を当初の性能に戻すという形で、元に戻す修復という意味を持っているのですが、リノベーションは修復だけではなく、用途や機能を変更して、性能を向上させたり、価値を高めるという行為を含んでおりまして、よりよくつくりかえるという目的でリノベーションという言葉を使っています。先ほどの家賃補助との乖離ということになるのですが、公的な金融機関が実施しました起業と起業意識に関する調査というのがあるのですが、現在、創業、起業を考えている人は、資金面よりも情報面での支援をより求めているという調査結果

も出ております。このようなことから、起業者に対して資金面のリスクについて、正確な情報提供をするとともに、資金調達に限らず、知識、スキル向上に役立つ相談体制の充実や空き店舗等のマッチングを図るなど情報面での支援を充実させていきたいと思っております。そこの考え方の方向性といいますか、そのことにおいて、今回、リノベーションまちづくりとして、遊休不動産である空き店舗を不動産オーナーの育成やまちづくりに対する担い手となる人材を育てていくというところで、リノベーションまちづくりの推進を行っていこうと思っております。

○委員（新橋 実君）

5ページ、商工会と商工会議所でお伺いします。商工会と商工会議所の企業数はどれくらいあるのかということ、金額の1,444万3,000円と716万8,000円、これはどういったところに利用されているのか、お伺いします。

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

平成30年度末になりますが、商工会の会員は1,392です。商工会議所の会員1,301となっております。補助金につきましては、商工会は育成補助金が1,064万3,000円。中小企業の経営安定と向上を推進するため、各種事業を行っている商工会、商工会議所に対して支払う補助金を育成補助金といいます。

○委員（新橋 実君）

商工会で1,392社あって、1,444万3,000円ということは、1社当たり1万円というような形ですよ。商工会に行くと、個人には行かないわけですね。ということは、商工会の代表に行くと、その使われ方は育成補助金という形ですけど、どういう形で使われているのか見えないですけど、会員の方は使われ方は分かっているのですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

補助金に関しては、商工会や商工会議所の決算時期に出てまいります。その補助金額は分かります。その使われ方は、事業者の相談事業であったり、講習会であったり、様々な商工会議所、商工会の事業に対して、育成補助を出しているというような形になりますので、直接、会員に行くわけではございません。

○委員（新橋 実君）

ということは、そういう事業をすることによって、働いている方々の賃金とか、そういうものになるという理解でいいですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

事業に対しての育成補助金となりますので、その賃金という形ではありません。

○委員（新橋 実君）

事業をすることによって、補助金が出るということは、事業をすれば補助金を出すと。そのお金は商工会には残るわけですよ。1,444万3,000円は、その事業をすれば、お金が入るということですけど、どういう形でお金は流れていくのですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

商工会が1,444万3,000円と高額になっていますのは、このうちの350万円は、旧6町の花火大会への補助金50万円ずつが含まれておりますので、それを除いた部分が商工会の支援事業となります。

○商工振興課長（池田豊明君）

商工会のほうの事業としましては、経営改善普及事業指導事業、あと、地域総合振興事業費、こういった事業を行う部分について、育成という形で補助金を出しております。

○委員（新橋 実君）

中身は、花火大会とかで使うということなら分かるわけですけど、事業をやることでそのお金

が、その事業のどこに流れているかというのがよく分からないのですけれど、決算でお金がどうい
うふうに流れたかというのは分かっているわけですね。そこを言ってほしいのですけれど。

○商工振興課長（池田豊明君）

市からの補助金についての充当内訳というのが清算できております。項目が、かなり分かれています
のですが、これを大きいものだけ読みます。金額の大きい充当額からですと、青年女性対策費の
女性部対策費に約140万円。観光振興費、各種イベント等地域振興事業費に約120万円。商工業振興
費、商業振興事業費に約130万円です。あと、総合振興費、地域振興事業費が約120円、情報対策費、
会報発行、ホームページ更新等の部分につきまして約80万円、こういう内訳が出ています。

○委員（新橋 実君）

考えるのは、事業費となれば、人件費等も入ってくるのかなと思うのです。イベントとかになれば、
そういうものにお金が掛かるということは理解できるわけです。今の説明も分かりづらいところ
です。後でまた説明をお願いします。商工会議所は1,301社で716万8,000円と約半分です。これは、
どういう形で決まっていますか。

○委員長（木野田誠君）

ちょっといいですか。この商工会議所にしても商工会にしても、毎年決まったような金額を配付
されているわけですから、その辺は何年もやっていらっしゃるわけですから、端的に教えてください。
時間が掛かり過ぎます。休憩します。

「休 憩 午後 3時51分」

「再 開 午後 3時52分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き再開します。

○商工観光部長（武田繁博君）

商工会議所、商工会とも青年部、女性部と団体を持っています。そういう方々の研修、視察、あ
るいは勉強会といったものの事業費に対して支援をしているということでございます。ほかにもた
くさん事業ございます。先ほど言いました充当の元の金額で言いますと、4,400万円くらいの事業に
対して、商工会については、1,000万円ほどの補助をしているということでございます。

○委員（新橋 実君）

私も初めてこの問題を聴いたのですけれど、それはそれとして、あと、商工業資金利子補給事業
ですけれども、これは利子については全て補給するという理解でよろしいですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

上限がでございます。現在のところは、2%ということで補給をしています。

○委員（新橋 実君）

今、2%も掛かる利子はないと思うのですけれども、今の利子はどれくらいですか。

○商工振興課（池田豊明君）

各利子については、金融機関もありますのでまちですが、利子で高いものにつきましては今も
2.3%とかいうものもあります。

○委員（新橋 実君）

今年は特に厳しくなるのではないかと思うのですけれども、4,300万円、あとは補正を組まれるか
分かりませんが、大体、年間この程度ですか。

○商工振興課（池田豊明君）

毎年大体これくらいの金額で予算を計上しております。

○委員（平原志保君）

シティプロモーションについてお伺いします。こちら委託料が組まれておりますけれども580万円ですかね。こちらの委託先というのはどちらになるのでしょうか。13ページです。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

委託先の御質問でございます。基本的には、これまでの例でいきますとプロポーザル方式によって業者を選定させていただいております。

○委員（平原志保君）

シティプロモーション、そして観光事業ということで観光宣伝ですね。課をまたがるのですけれども観光課のほうでは観光宣伝事業、そしてPR課のほうではシティプロモーションというふうに宣伝というところから出てきて、観光課だとマスコミを利用した広告事業がありますけれども、これらは結局、中身は一緒なのかなと。PRというところだったり、宣伝だったりして、言葉はちょっと違いますし、ターゲットも違うと思うのですが、ばらばらにするよりは一つにまとめて、一つで動かれたほうが効率と無駄な費用とか掛からないのではないかと思うのですけれど、その辺の話というのはされているのでしょうか。それとも一時期、観光課とPR課と分かれていたところがありますけれども、やはり一緒のほうがいいのではないかと思うのですが、その辺ちょっと教えていただけますか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

ただいまの質問は前回に植山議員からもお話があったと思います。4月以降どのような体制になるかはまた別な話と致しまして、まず観光で持っている広告事業については基本、観光誘客のための広告事業となっております。広告とセールスの違いというのは大きくありまして、広告はお金を出して、何ページ広告を出してくださいというのが基本広告です。ですからお金を出せば必ず広告が掲載されるというのが広告でございます。私どものやっているシティセールスにつきましては、市内にシティセールスミーティングというお茶関係であったり移住定住であったり、あるいはジオパーク、そういったところが皆さん集まっていたいて、市の様々なものをメディアに対してセールスをしていく。メディアセールスですので、実際広告として取り上げてくれるか、取り上げていただけないかは分かりません。ちなみに昨年度行ったシティセールスにおける広告換算値が、メディアセールスで東京や大阪と17社訪問いたしまして、その広告換算値は約2億8,000万円となっております。広告費で100万円の広告を打てば100万円の広告換算値、御存じのとおりメディアセールスをして、そこがテレビとかラジオに取り上げてくれたらそれらの金額が出てきます。ただし、今おっしゃるとおり、今後はそれぞれを別々の課がばらばらにするのではなくて、お互いに情報を共有しながら効果性の高いものを選択しながら手を打っていくというのが、一番正しい方向だということに考えております。

○委員（平原志保君）

分かりました。やはり私もメディアのほうでPR担当をずっとやっていた時もありまして、広告としてお金を払うべきところもありますし、それをやることでプロモーションのほうをやってくださるといふところもあるので、やはり窓口は一緒の所の方が、市のほうとしてはお得なはずなので、その辺は考えていただいてもいいのかなと思います。続いて質問していいですか。観光バスの運行ですけれども、こちら一般質問等でも出ているのですが、伺います。今回の予算、結構な金額で取られていますけれども、利用者等はどのぐらいを予定されているのでしょうか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

バスにつきましては、連山周遊バスそれから妙見周遊バスがございます。御質問は周遊バスと受けております。このような委員会の席からの要望もありまして、以前は丸尾、霧島神宮周辺のコースを2台で入れ替わり走らせておりましたが、現在、海のコースを新たに昨年1月から運行させて

おります。ちなみに1年の実績でいきますと、旧コース、山だけのコース、これが運行日数114日に対しまして1,350名でございます。一日あたり11.8名。それから新コースになりました本年の1月から12月まででございますと、118日の運行で1,335名、年間ベースで言いますと15名減っております。大きな理由は、平成30年は西郷どん効果があったということ、それから去年は6月から7月に大変大雨に見舞われたということで若干減っております。来年度の対策と致しましては、現在、これら土日の運行になっております。陸運局で通常バス運行の許可を頂いておりますので、議員の皆様にもぜひ御周知にお手伝いいただきたいのは、平日に同じコースを運行させることができるように運行事業者と協議をいたしました。例えば幼稚園、保育園等24人乗りですので2台借りて最大48名乗れます。これの代金が1台当たり2万6,400円ということで大体2台48人クラスを乗せても6万円弱で利用できるということで、今後は、土日は一般のお客様に平日には子どもさん、あるいは電車を使ったバスの旅行であるとか、そういったのについても学校関係者へ連絡しながら祝日のみならず平日の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○委員（平原志保君）

いろいろ変化していつているというのはよく分かったのですが、バスの形というか中の席の形とかで難しいところもあるかと思うのです。このバスも観光地を止まりながら動くバスだと思うのですが、観光目的でない方も行き先まで御用のある方が市民の方とかも使えるように乗れたらどうなのかなど。どれぐらい利用したいという方がいるか分からないのですが、他の町等に行きますと観光バスなんかは日常の交通手段として使われたりしてしまっていて、1区間だけ幾らという感じで、そこだけ利用したい方が使えるような形というのやはり難しいのでしょうか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

霧島連山周遊バスにつきましては、利用料金は1,100円で乗ったり降りたりプランを利用させていただいております。今おっしゃるとおり通常の路線バスと同じようにしてしまいますと、満席になった状態の時に一般のお客様が乗れるつもりでバス停にいらっしゃったけれども、結局乗れなかったというような形になってしまいますので、このバスについては基本的には予約制で空きがあったら途中の指定されたバス停で乗れるような仕組みをとっております。要は乗れなかったバスに対し、お客様に大変な御迷惑を掛けないということ、このような運行形態をとっているところです。逆に言いますと、空席があれば乗れる状態になっておりますので、例えば隼人駅に着いた方が丸尾温泉まで便がなくて利用されることは大変多いようです。

○委員（池田綱雄君）

説明資料の22ページ、ジオパーク、久々に聞いたような気がします。まだやっているのだなというふうに思っているのですが、そういう中で課長の口述書の最後の方に、世界ジオパークを目指すとあります。世界ジオパークは今どういう状況にあるのか簡潔に説明をお願いします。

○霧島ジオパーク推進課長（竹下淳一君）

世界ジオパークについては、桜島錦江湾ジオパークのほうとの統合ということで、事務的な協議を進めているところでございます。桜島錦江湾ジオパークにつきましても私ども霧島ジオパークにつきましても、エリア拡大という作業がございますので、そちらの方を継続しながらやっていきたいと考えております。桜島錦江湾ジオパークについては、できれば来年度の9月ぐらいには垂水、始良市を含めたエリア拡大ができるのではないかと考えております。霧島ジオパークについては、今後、JR3線吉都線、日豊本線それから肥薩線の中だけがエリアということになっております。それを拡大してから統合に向けての協議ということになります。今のところ協議を進めているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

そういう中で第9回ユネスコ世界ジオパーク国際会議への参加経費として、大変大きな13万5,000円というのが組み立てられているのですが、これをもう少し詳しくどういう会議なのか。

○霧島ジオパーク推進課長（竹下淳一君）

ユネスコジオパークの方が、来年度の9月ぐらいに世界大会が済州島でございます。そちらのほうの向けての旅費等を考えております。それから他に世界に向けてのパンフレットの作成とか、そういうものに充てられております。

○委員（池田綱雄君）

来年度9月ですか。なぜ、今年の参加の13万5,000円は組まれたのですか。

○霧島ジオパーク推進課長（竹下淳一君）

こちらは霧島市だけの負担金でございまして、全体でいけば世界に向けての負担金というのは他の町の水準も入れますと93万1,000円という負担金になっておりまして、そのうちの霧島市だけが13万5,000円という形になっております。

○委員（池田綱雄君）

分かりましたけれど、もう少し宣伝をとかしてもらわないと、ジオパークは消えたかなとみんな思っていると思いますよ。もっと活発にやっていただきたいと要望しておきます

○委員（山田龍治君）

8ページの企業誘致対策事業についてお尋ねをします。事業目的の中に、積極的に企業誘致活動を展開するということが記載されております。昨年は何社に対して、この企業誘致を行われたのかお示しをください。そして、来年度の目標は何社ぐらい企業を積極的に回られるのかお示しください。

○商工振興課企業振興室長（住吉謙治君）

平成30年度の実績でございますけれども、市内の企業については163件企業訪問をしております。そして、市外の企業に対しまして34件の企業訪問を行っているところでございます。今後につきましても、例年どおり企業訪問のほうに重点を置いてやっていきたいと考えております。

○委員（山田龍治君）

こちらに積極的という言葉が書いてございますので、企業誘致をするのにもたくさんの企業の方々と顔を合わせて営業活動をしなければ、会社の方々も霧島市に来てくれるということがないと思います。積極的に展開していただきたいと思います。その中でここに食糧費というものが記載されておりますが、これはどういったものなのでしょうか。

○商工振興課企業振興室長（住吉謙治君）

企業等も立地協定というのを締結いたしますけれども、立地協定後にそこで企業さんと親睦を深めるために昼食会というのを実施しております。その3回分を計上しているものでございます。

○商工観光部長（武田繁博君）

その際、職員は自費でございます。

○委員（宮内 博君）

19ページのハイテク展望台の関係でお尋ねをしたいと思っております。今回、前年度比142万8,000円の増額ということになっているのですけれども、委託料169万6,000円減額になっているのですが、それでも全体で142万8,000円増えているということになっています。それで、光熱水費が昨年入っていなかったということなのですか、今回296万9,000円ということですが、この根拠をお示していただけませんか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

ハイテク展望台につきましては、令和元年度までについては指定管理制度による運営を行ってま

いました。令和2年度以降については直営という格好で委託業務を出すこととなりますけれども、そういった格好でこのような光熱水費については指定管理料の中に今年度までは含まれておりましたけれども、今後は直接、市から電力会社に支払いするという中身になっております。

○委員（宮内 博君）

直営にするということですが、差し引きましても今まで指定管理料に含まれていたということですが、差し引いても130万円ぐらい光熱水費が増えているということになるので、その理由を。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

結果と致しまして増額になっております分については、現指定管理者は大成ビルサービスですが、こちらのビルメンテ会社でありますことから直接、この業者が対応できた分がございましたので、その部分について個別に来年度からはそれぞれの委託に出すという格好になることから、そのような差額分が出ているものと考えております。

○委員（宮内 博君）

直接、その指定管理者が対応できた分が、これからは別立てで発注しなければいけないということですが、これ光熱水費ですよ。例えばどういうものが対応できて、今回できないのですか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

光熱水費につきましては、これまで指定管理料の中で支払った分と比較しますと、差はないものとして考えているのですが、全体で見ますと、現指定管理者の大成ビルサービスのほうで対応できた部分というのは、例えばガラスの清掃であったり、貯水槽の清掃であったりという部分が直接これまででは対応できているというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

需用費ですので、光熱水費以外も入っているということですよ。その明細をちょっと示してください。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

需用費と致しまして、電気代、水道料だけですので、光熱水費のみの計上というふうになっております。済みません。先ほどの全体で考えた場合に差額が出ていると思っておりますけれども、この需用費につきましては、電気代と水道代だけの経費でございます。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時16分」

「再開 午後 4時17分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。後ほど回答ください。

○委員（宮内 博君）

次の20ページの指定管理料についてお尋ねしたいのですが、委託料の関係であります、霧島高原国民休養地の件についてでありますけれども、指定管理料が昨年26万円、今回751万6,000円ということで725万6,000円の増額ということになっているのですが、これは福地産業建設株式会社で昨年と同じ事業者ということになっているのですが、この増額の理由をちょっと示してもらえませんか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

今、休館しております温泉棟について、その方向性がまだ定まっていなかったため、休業補償分と

いうことで要求しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

休業補償ということですね。それは分かりました。その上の台明寺溪谷公園について、昨年29万円、今回122万5,000円でありますけれども、これはどういう理由でしょうか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

これまで先ほどのハイテク展望台と台明寺溪谷公園はセットで指定管理業務を出していました。それを個別に分けて来年度からは直營業務という形にした場合に、実質、台明寺溪谷公園は、これまでハイテク展望台と合わせての指定管理業務だったのですが、分けた場合に、台明寺溪谷公園の業務委託費の見積もりを算定したところ、このような金額になっております。

○委員（山田龍治君）

観光課と霧島PR課にお尋ねします。事業の中で観光戦略の中で大事なのが、これからデジタルに変えていけないといけないという考え方もあろうかと思えますし、観光もPRする中でスマートフォンやインターネットを見ながら、霧島市のことを知るといことが多くなっていくと思われますけれども、事業の中でこのデジタル化としてどういったものがあるのかお示しいただきたいと思えます。

○観光課長（寶徳 太君）

いわゆるSNSを活用したものになるろうかと思えますが、スタンプラリー等がその対象となっているようでございます。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

デジタル化でございますけれども、先ほど説明申し上げましたシティプロモーション推進事業の中でも、これにつきましては全国的な時事通信であるとか共同通信であるとか、そういったものから情報が配信されます。その中では外国語版に変換されて海外に映像が出されているという場面もあります。それと御存じのとおり、紙ベースは印刷費という予算が掛かりますけれども、SNSについては予算を掛けずにすることが可能でもあります。例えば世界的旅行情報発信ツールでありますトリップアドバイザーというアプリがありますけれども、こういったところにインスタグラム等を出していけば、世界各地に言葉が変換されて出されていきますので、私どもこういった予算を使わずに配信できるフェイスブックやインスタグラムなど、そういったものを戦略的に進めていくべきだと。その時期に来ているというふうと考えているところでございます。

○委員（山田龍治君）

今後、おっしゃったように、これに関する経費は余り掛からず、より多くの方に見てもらえる、またその効果がどういったものかというのも数値で分かるようなものもあります。よって、今後、どのようなことで2課が展開されていくのか、そのデジタルに関しての考え方を示していただきたいと思えます。

○観光課長（寶徳 太君）

その手法については様々だと思いますけれど、とりあえず2課が連携した上で、有効な手段として今後活用したいと思えますし、そこについてはとりあえず協議してまいりたいと考えております。

○委員（仮屋国治君）

16ページ、観光客の誘客事業というところで、非常に具体性に欠けるわけですが、どのような事業を予定されておりますか。

○観光課商工振興グループ長（隈元秀一君）

いざ霧島キャンペーン実行委員会のほうになりますけれども、誘致促進事業ということでアヒル隊長を活用したPR、ゆ旅の事業、受入れ体制支援事業ということで、各観光関係の団体に花など

を植えられた場合の補助、広域観光交流事業ということで指宿と霧島の連携での事業になります。

○委員（仮屋国治君）

了解しました。一つ関連で部長にお尋ねしたいのですが、今、国分ハイテク展望台をされていますが、これは行政財産ですよ。こども館を併設するということに、どのような対応をとられるのか。一つには霧島商工会が公民館に入るのも、行政財産に入られるようにしていらっしゃるでしょうけれども、普通は転用ができないはずなのですが、執行部でどのように考えていらっしゃるのかお示しいただきたい。

○商工観光部長（武田繁博君）

国分ハイテク展望台につきましては、その所管が商工観光部観光課でございます。今回、こども館ということで改修の計画がありますので、その改修に関して一定のめどがついた段階で、所管替えをするということで庁内協議は行っています。所管替えの準備につきましては、すぐできるような形で準備はしていますが、完全に変わった段階か、その直前か、その判断を検討しているところです。商工会の移転については、行政財産の所管が今、総務部の財産管理課のほうで手続きを行っていると思えますので、移転に関しては商工観光部の所管ではございません。

○委員（新橋 実君）

15ページ、観光案内板と電照看板ですけれども、現在、何箇所ありますか。

○観光課長（寶徳 太君）

書いてございますとおり、鹿児島中央駅、鹿児島空港、主要路線である国道10号に3か所程度看板が設置してございます。

○委員（新橋 実君）

今回設置したいということですが、今回作る場所は今ある場所とは別に作るのですか。

○観光課長（寶徳 太君）

書き方が悪かったのですが、設置し、と書いてありますけれど、これをそのまま継続ということでございます。

○委員（新橋 実君）

継続ということはどうですか。今あるものの維持管理ということですか。

○観光課長（寶徳 太君）

今ある看板等の維持管理ということでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

企業誘致のことでお尋ねしたいのですが、2月14日の市長の施政方針で地域住民の理解が得られた地熱発電を積極的に推進していきたいという発表があったのですが、何か電力会社を誘致するような具体的なお話があるのかなと思ってお尋ねします。

○商工振興課（池田豊明君）

今、企業振興室のほうとしては電力会社を絞った形での企業誘致は行っていません。

○副委員長（宮田竜二君）

10ページ、ふるさと納税の促進事業について、8億6,600万円を予定されていて、うち5億8,100万円積み立てるということですが、歳入も5億8,000万円、その分だけ積み立てるような感じで、一般質問でも言いましたが、ふるさと納税に対するやる気というものはないのでしょうか。今、ふるさと納税はいろいろ変わっていて、どこの自治体も気合を入れているのですけれども。本市の予算を見ると、そういうものが見られないのですけれども。執行部の考えをお聴かせください。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

まず、ふるさと納税のこの10ページの見方ですけれども、あくまでも寄附金として入ってきますのが一番下に書いている積立金の多くは5億8,000万円と基金利息に伴う154万9,000円です。これは入ってきたものをそのまま積み立てます。ですから歳出の二重計上のようになっていますが、その他の経費が返礼品として約3割。残りの2割が国の制度に基づく50%以内の経費に下さいというのがまず仕組みでございます。ただいま御質問ありましたとおり現在5億8,000万円。3年前からすると2倍ぐらいに増えて、大体5億8,000万円ぐらいで落ち着いております。国の状況を見ますと非常に増やすところ、減るところそれぞれございます。増えているところの傾向が二つございます。一つは完全に供給できる品物があるもの。例えば都城市でいきますと、みやちくがバックにあったり、霧島酒造があったり。一方で鹿児島県の場合は酒造会社の下に酒販が入ってきますので、焼酎の元蔵からは仕入れができないというようなところがございます。それで来年度に向けて私どもが現行の体制の職員の中でやれる方法ということで、本年度、大体同じレベルの予算を組んでおりますけれども、一つの手法にサイトを増やすという手法があります。現在、二つのサイトで運営しておりますけれども、このサイトを増やすことで新たな顧客を集めるという可能性が出てきます。この手法をとって増やしている自治体というのが先般調査しましたところ、ほとんどの自治体でございました。例えばANAが持っているしゃるサイト、新しく導入して霧島市ならではの返礼品として、宿泊費に特化したふるさと納税の寄付金集めをする。ちなみに平成31年度2月末現在で、これまで牛、豚あるいは薩摩錫器等がトップ3に入っていたのが、宿泊費がトップになりました。ですから霧島ならではのふるさと納税の在り方というのを模索し、人件費を極力少ない中で、新たなサイト増やしていこうという手段を来年は考えています。それを見ながら300品目近くの返礼品を五つのサイト、いわゆる五つの視点で取り扱うというのは、今度はとても人件費が足りなくなってしまうので、そういった段階的な増額対策をしながら、逐次動向も見ながら、少しでも多くの寄附金が募れるように努力してまいりたいと考えております。

○副委員長（宮田竜二君）

今の本市の状況及び今は戦略的にいろいろ戦略的に策を練っているということ、質問して良かったです。今、きばいやんせ基金も残高が10億円だと思うのですけれども、今年も多分10億円で変わらないと思うのですが、本市はこの基金をどうしていきたいと思っておりますか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

その件について私も申し上げたいのですけれども、所管外でございまして、今の質問があったということ伝えておきます。

○委員（平原志保君）

10ページです。地域資源プロデュース事業の地域おこし協力隊員2名分ということなのですが、過去にもいらっしゃってましたよね。その方たちはまだいらっしゃるのですか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

現在1名を採用してまして、あともう1名を現在内定、来年度の6月に採用予定と致しております。

○委員（平原志保君）

地域おこし協力隊員の方々というのは、最終的にはこちらに住み続けていただければということを目的に採用されているのだと思うのですけれども、今回の2名分というのは、その方たちのお金になるのですよね。今まで1名いて、今回6月に採用される方の手当てということによろしいですよ。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

そのとおりです。

○委員（平原志保君）

各地域で最大何名まで雇っていいとかそういうのはあるのですか。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

特に指定はないと思います。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

先ほど宮内議員からの質問で、国分ハイテク展望台についてです。予算説明資料の19ページの一番下のほうになりますが、令和元年度の指定管理料が740万7,630円ですが、これと比較した場合に全体の費用として885万1,000円。これを比較した場合140万程度増額となっています。令和元年度の指定管理料には、当然需用費として高熱水費なども含まれております。役務費も含まれておりますが、増額となった分については委託料がこれまで大成ビルサービスが直接対応できた部分、これが別々に業務委託を出す関係で、その部分の委託料が約140万円増額になっている差ということになります。

○委員（宮内 博君）

光熱水費、今回296万9,000円ということで計上されているのですけれど、昨年の高熱水費は幾らだったのですか。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時39分」

「再開 午後 4時40分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き再開します。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

平成30年度の実績で申し上げます。光熱水費の電気料として236万2,512円。水道代16万4,250円となっております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時41分」

「再開 午後 4時43分」

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について（会計課）

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会計課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○会計管理者（貴島信幸君）

令和2年度、霧島市一般会計予算に係る会計管理費の概要につきまして、御説明申し上げます。会計事務としましては、収入・支出全般にかかわる伝票などの審査事務を始め、市税や公共施設等の使用料及び手数料、国・県等からの交付金や補助金などの収入金を安全・適正に管理するとともに、その収入を支払準備金として一定期間の預金運用をしながら、各種事務事業の執行に伴う支出に充てるため、より緻密な資金管理計画を立てて、支払等に支障が生じないように取組んでおります。それでは、予算に関する説明書の91ページから92ページをお開きください。歳入で 款22諸収

入のうち項2・目1・節1の市預金利子は、資金管理に基づく歳計現金の預金運用に伴う利子収入196万3,000円を計上しております。歳出につきましては、109ページから110ページと、一般会計予算説明資料、議会事務局、会計課、行政委員会の4ページをお開きください。目7会計管理費の本年度予算額は3,034万3,000円で、前年度より11万7,000円の増となっております。歳出予算の主なものとして、節12役務費のうち手数料は、指定金融機関及び収納代理金融機関における窓口納付・口座振替等に係る取扱手数料などの1,026万3,000円を計上しております。節13委託料は、コンビニエンスストア収納業務や、市が支払う電気料・電話料・水道料の公共料金の自動口座振替払いに要する委託経費として、1,704万4,000円を計上しております。以上で、会計課の概要説明を終わります。御審査よろしくお願いたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

委託料の関係でありますけれども前年度と比較をした42万4,000円の増額ということになっております。前年度の推計値と本年度どういう予測も見込んでこの金額を計上したのか、取扱件数等の状況が分かっているとお示しをください。

○会計管理者（貴島信幸君）

今年度の令和元年度の決算見込みの委託料ですけれども、コンビニ収納委託料と致しまして令和元年は件数が25万6,861件を見込んでおります。それで過去からの倍率とかで計算をさせていただきましたら令和2年度の件数の見込が26万6,850件ということになります。それで算出をさせていただきましたら計上している金額ということになります。

○委員（平原志保君）

指定金融機関での口座振替とかよりコンビニでの収納業務の方が手数料等は高く、こちらからの持ち出し分というのは多いわけですけれども、市民の方はそれを全然御存じなくてどちらでもいいということでやられていると思うのですが、できたら口座から引き落としにしてもらったほうが少しでも税金の無駄遣いにはならないので、もう少しそういうことも広報紙などでPRされて余裕があれば口座振替してくださいというようなことも理由をつけてPRしていただければいいのかなと思ったりするのですがいかがですか。

○会計課長（貴島信幸君）

確かに言われるとおりですけれども、収納課のほうで確認をとらせていただいたのですけれども収納関係の広報とかを全て口座振替の推進ということで行っているみたいです。結構やっつけちゃるので、どうしても社会情勢といいますか、コンビニのほうは24時間納められ、そして金融機関の場合はどうしても窓口で手続を、口座の場合は新規がなかなか増えていかないということでした。納付書が届いて皆さんコンビニでもいつでも払える。コンビニにもATMがありますので簡単に下ろして払える。コンビニの場合は正面まで行けて納められる。どうしても金融機関の場合は裏の駐車場に停めて中に入って、口座振込みの場合は窓口で手続きをされないといけないものですので、なかなかそれをなされないというのが現実みたいです。広報自体はそれぞれの部署で行っているのですけれども、うちのほうはどうのこうのっていうのはなかなか言いにくいところがありまして、広報自体はどの課も一生懸命やっているのですけれども現状のような状態になっております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで会計課の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時50分」

「再開 午後 4時52分」

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について（監査委員事務局）

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、監査委員事務局の審査を行います。事務局の説明を求めます。

○監査委員事務局長（池之平信明君）

それでは、監査委員事務局所管に係ります歳出予算について御説明申し上げます。まず、公平委員会費であります。予算に関する説明書の123ページから124ページ、行政委員会の予算説明資料の5ページをお開きください。公平委員会運営事業費60万7,000円につきましては、職員からの給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置要求や不利益処分に対する審査請求などの審査等に要する委員3名分の報酬19万8,000円のほか、公平委員会連合会の総会・研究会への出席に要する旅費31万7,000円が主なものでございます。次に、監査委員費であります。予算に関する説明書の133ページから134ページ、行政委員会の予算説明資料の5ページをお開きください。監査委員費3,742万5,000円につきましては、事務局職員4名の人件費のほか、各種監査業務等に要する経費でございます。主な予算としましては、委員3名分の報酬368万9,000円のほか、委員及び事務局職員の各種総会・研修会への出席等に係る旅費75万4,000円や全国都市監査委員会等への負担金10万4,000円を計上いたしております。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

公平委員会は年何回ぐらい行われるのですか。昨年は何回ぐらいですか。

○監査委員事務局長（池之平信明君）

通常は年2回、会議を開催しています。

○委員（新橋 実君）

どういう内容の会議だったのですか。

○監査委員事務局長（池之平信明君）

年2回ございますが、地方公務員法第8条第2項に規定する事務を行いまして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の審査、判定、それから職員に対する不利益処分についての審査請求、それから職員のいろいろな苦情の相談、それから法律に基づいて権限に属せしめられた事務。例えば組織改正によって管理職員の定数変わったりとか、それから職員組合の職員の役員が変わったりとか、そういうことについて、話をする会合があります。

○委員（新橋 実君）

職員からの苦情相談というのも結構多いのですか。

○監査委員事務局長（池之平信明君）

平成31年度、令和元年度におきましては、ございませんでした。

○委員（宮内 博君）

公平委員会に推薦される場合に、地方公務員と同じような宣誓書を書かなければいけないという規定がありますよね。その意味合いがどういう形で位置付けられることになっているのか。そして

公平委員会に選出された方は市役所職員から様々要望があったときに、これに基づいてどういうふうな対応が義務付けられているのかという基本的なところちょっと御紹介いただけませんか。

○監査委員事務局長（池之平信明君）

委員がおっしゃいます具体的なことがちょっと分からない部分はあるのですが、職員が例えば分限とか免職とかそういうことで相談を受けたり、勤務時間とか休暇、職員の異動によってうまくいかないというようなことで、相談を受けたりするということは今までもあります。公平委員会は県内43市町の中で11市あります。

○委員（木野田誠君）

宮内委員は公平委員について質問しています。そのことについてお答えください。まもなく5時になりますが、このまま審査を続けたいと思います。

○監査委員事務局長（池之平信明君）

それから、県の教職員が学校現場における人事管理とかそういうことで相談したりということがございます。

○委員（宮内 博君）

わざわざ、宣誓書に署名してからでなければ公平委員としての仕事をしてはならないというふうに条例上そうなっていますよね。冒頭に地方公務員法の準用と、そして憲法をしっかりと守っていくという部分が宣誓書の中にはしっかり書かれているということになっているわけです。だから、今、報告がありましたように、働いている方から不利益を受けたという申立てがあったときに、やはりその憲法の原則に基づいて、そのところの恣意的な判断をしないと。法律が一つの根拠にあって、そこでしっかり判断されて、それが妥当なものなのか、あるいは法に基づかない不利益なものなのかということをしっかり、正に公平に判断してもらうための宣誓をしてもらうという意味合いがあるのではないのかなと思いましたので確認をしたかったわけです。

○監査委員事務局長（池之平信明君）

委員がおっしゃったとおり、そのとおりに解釈して行っています。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで監査委員事務局の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時 3分」

「再開 午後 5時 5分」

△ 議案第17号 令和2年度霧島市一般会計予算について（選挙管理委員会事務局）

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、選挙管理委員会事務局の審査を行います。事務局の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

議案第17号、令和2年度霧島市一般会計予算の選挙管理委員会事務局所管に係る主なものにつきまして、御説明いたします。まずは、予算に関する説明書129ページになります。選挙管理委員会事務局が所管いたします選挙費の当初予算総額につきましては、令和2年度は8,863万6,000円を計上しており、令和元年度当初予算額と比較しますと、5,052万5,000円の減となっています。予算総額が減となりました要因としましては、令和元年度予算では県議会議員選挙に係る選挙費用、参議院

議員通常選挙に係る選挙費用を予算計上しておりましたが、令和2年度は令和2年7月27日任期満了の県知事選挙費を計上しており、これらの選挙執行費用の差額によるものです。次に、歳出の主なものにつきまして、予算説明資料で御説明いたします。まず、予算説明資料6ページの選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会事務局職員の人件費、選挙管理委員報酬などの運営費、在外選挙人名簿の登録抹消事務費、選挙関係各種協議会への負担金などが主なものであり、3,016万4,000円を計上しています。特定財源につきましては、県支出金、総務費委託金の在外選挙人名簿登録事務費を2万4,000円計上しています。次に7ページの選挙啓発費につきましては、始良伊佐地区の市町で構成する鹿児島県明るい選挙推進協議会始良伊佐支会への負担金や、児童生徒に対する選挙啓発ポスター募集経費、18歳選挙権年齢引き下げに伴う新有権者へ送付する啓発物資購入など、選挙啓発に関する事務費76万3,000円を計上しています。同じく7ページの県知事選挙費につきましては、令和2年7月27日に任期満了を迎えます鹿児島県知事選挙に係る投票所や開票所における管理者・立会人・事務従事者の報酬や、入場整理券等の郵送料、ポスター掲示版の設置保守管理撤去委託料、備品購入費など選挙執行にかかる経費として、5,770万9,000円を計上しています。特定財源としましては、県支出金、総務費委託金の県知事選挙費を、5,770万9,000円計上しています。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今年は県知事選挙が行われるということなのですが、前回の県議会議員選挙の投票率は42.93%という報告がされた経過があります。4年前は44%を超えていたのですが、投票率は下がっているわけですね。特に18歳からの選挙権というのが与えられたわけですが、25歳までの投票率ということで、市のほうからこれまで報告があったのは、4人に一人ぐらいしか、投票に行っていないという報告がされているわけです。それで若い人たちの投票率を、いかに引き上げていくのかというのは全国共通だろうと思うのですが、霧島市にとっても大変大きな課題だろうと思うのです。7月には選挙が迫っているということになるわけですが、4月からの新年度で、どういう対策を取っているのか、まずお聴きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

新年度の啓発の取組ということでございますけれども、毎年、夏休み前に小中学生に対して選挙啓発のポスターを募集することを考えています。それから年に4回登録がありますけれども、18歳の新しい登録者に対し、啓発冊子を発送しています。それから、高校や中学校において選挙の出前講座といったものや生徒会の役員投票で模擬投票を実施しようと考えています。

○委員（宮内 博君）

新しく取り入れたものというのが、今おっしゃった中に何かあるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

今申し上げたものは、特別に新しくしようとしているようなものはございません。

○委員（宮内 博君）

もう少し工夫ができないのかなと思うのですが、今、議論をしているものも従来のものを踏襲するという域を超えていないですか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

今、言ったことを充実していくというようなことで考えています。

○委員（宮内 博君）

ぜひ、様々な工夫をしていただきたいと思います。もう一つ大きな問題というのは、期日前投票が増えているということが大きな特徴だろうと思うのです。昨年の県議会議員選挙の投票率は

42.93%という報告があるのですけれど、このうち期日前投票をされた有権者は何%ぐらいになりますか。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 5時15分」

「再開 午後 5時16分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き再開します。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

期日前投票者数は1万2,251名で、有権者数に対する割合と致しましては12.17%でございます。

○委員（宮内 博君）

有権者ではなくて、投票所に行って投票したうちの何%ですか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

投票者数に対する割合と致しましては28.34%でございます。

○委員（宮内 博君）

4人に一人以上の方が選挙公報が届く前に投票所に行っているのですよね。公報を届けるというのは、告示がないと締め切ることができませんので、かなり時間的な制約があって、その前に印刷をすることもできないというような事情もあるだろうと思います。ですから、立候補しようとする人たちが、どういう政策を持っているのかというのを知る機会が本当に限られると。それを選管に求めるということは無理な話ですけど、結局、そういう情報が十分に伝わらない中で投票所に出掛けるという方が非常に多いということに対して、選挙管理委員会としてどういうふうに対応していこうとするのか点で聴くのは難しいですか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

各候補者の主義主張に対しましては、私どもも把握することがなかなか難しいというような状況でございますけれども、立候補されたのであれば、今、SNS等でも主義主張といったものもできますので、そちらのほうで見ていただけるような広報とかができればなというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

そうですね。いずれにしても告示日の午後5時まで届出をすれば立候補ができるわけですので、駆け込みで持ってくる人もいるだろうし、その辺は予測できないわけですけど。ただ、翌日の新聞には間に合うということですよ。ですから、そのところで、どういう人が立候補しているのかという政策的なものも少しは見るのかなというふうに思うのですが、いずれにしても、かねてから政治への関心をいかに高めていくのかというのが、これは選管だけの仕事ではないと思うのですけれど、求められているのかなと思うのです。ですから、選管としてできる仕事というのは、かなり限定をされていると思いますが、そういう動きが非常に広がっているということ、そして若年層の投票率が非常に低いというのは非常に大きな課題だろうと思いますので、お互いに知恵を絞っていければなと思います。よろしくお願いします。

○委員（平原志保君）

通信運搬費で入場整理券等を送る予算が計上されていますけれども、今回、県知事選挙なのですが、前回の参議院選挙のときに、住所不明等で戻ってきたのは何%ぐらいありますか。

○選挙管理委員会主幹（久木元直仁君）

資料が手元にありませんので、数字的なものはお話できないですが、前回の参議院議員選挙二、三百といったところでしょうか。

○委員（平原志保君）

都心のほうでは、2%とかという数字をチラッと何かで見たのですけれども、その際に戻ってきたのはがきを元に、最終的には住民票を抹消しているということを報道でやっていたのですけれども、霧島市では、戻ってきたもののデータを元に選挙人名簿から抹消したりという確認作業はやっているのですか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

実際は住所がないのではないかなというようにござえます。今の態勢ではそこまでやっていないところござえます。

○委員（平原志保君）

そうしますと、大ざっぱに二、三百人という数字が出てきていますけれども、今回の県知事選挙でも、この戻ってきた二、三百人にも送付するような、同じことを繰り返すということですか。

○選挙管理委員会主幹（久木元直仁君）

去年の参議院議員選挙については、住所地に住んでいらっやらないということで郵便局から戻ってきた分があるかと思いますが、今度の選挙については、そこにちゃんと居住しているという場合には届くわけですので、そこは送らないという選択肢はないと思います。

○委員（平原志保君）

居住しているか、していないか、選挙整理券というのは非常に大事なものだと思うのですけれども、こちらにデータを市民課とかと共有してりして、所在をしっかりと把握するということは大事ではないのではないかなと思うのですが、その辺りはいかがお考えですか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

二、三百件を調査するということですが、人間的になかなか難しいところござえまして、職権消除におきましては、税務課とか収納課で調査を行いながら市民課と共同でされておりますので、そういったもののデータが参りますので、そういった場合は、選挙人名簿から抹消するといった作業を行っておりまして、今言われたことにつきまして、市民課と、どうしたら一番いいのかといったことも話をしたいと思っています。

○副委員長（宮田竜二君）

前回の参議院議員選挙のときに、私、投票に行ったらとおりに、投票所来場カードというものを頂いたのですけれども、今度の県知事選挙でも配布されるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

来場者カードにつきましては、御希望があれば、その場でお渡しするように態勢は整えています。

○副委員長（宮田竜二君）

投票所来場者カードを希望者に配布する目的は何ですか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

利用方法につきましては、ちょっと私どもも詳細を把握しておりませんが、投票に来られた方が、そういうものが欲しいというような要望がござえますので、そういうことに応えるサービスの一環と致しまして準備いたしております。

○副委員長（宮田竜二君）

先ほど、投票率をアップさせることで、いろいろ努力されているのですけれども、例えば、このカードを利用して、薩摩川内市が商工会、商工会議所とタイアップして、投票割といって飲食店で提示したら、割引サービスが得られるということをやっているみたいなので、本市では、そのようなことは考えていないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（谷口信一君）

投票に行ったら割引があるよと。そうすれば投票率が上がるのではないかというような考え方であらうと思うのですが、商店などにつながる方の立候補とか、そういうことがあった場合に、ある立候補者に有利に働くというようなことがあったり、又は、ある方に有利に働いた上に、そこに割引という金銭が絡んでまいりますので、慎重に判断しなければならないのかなというふうには考えておりました、今のところ、それを推奨して進めようというような考えはございません。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで選挙管理委員会事務局の質疑を終わります。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。明日の審査は午前9時から行います。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 5時25分」